（証券コード：9504）
平成28年６月６日

株 主 各 位

広島市中区小町４番33号
中国電力株式会社
取締役社長　清 水 希 茂

第92回定時株主総会招集ご通知

拝啓　平素は格別のご高配を賜り，厚くお礼申しあげます。

さて，第92回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので，ご出席くださいますようお願い申しあげます。

なお，当日ご出席願えない場合は，**同封の議決権行使書またはインターネット等により議決権を行使することができます**ので，お手数ながら後記の「株主総会参考書類」をご検討くださいまして，**平成28年６月27日（月曜日）午後５時20分までに議決権を行使していただきますよう**お願い申しあげます。

また，議決権行使の方法につきましては，後記の「議決権行使のご案内」をご参照ください。

敬　具

記

１．日　　時　　平成28年６月28日（火曜日）午前10時
（受付開始時刻は午前８時50分を予定しております。）

２．場　　所　　広島市中区小町４番33号　当社本店

◎　当日は，節電への取り組みとして冷房を控え目にさせていただきますので，軽装でご来場くださいますようお願い申しあげます。

なお，当社役員および係員につきましても，軽装（クールビズ）とさせていただきますので，ご了承くださいますようお願い申しあげます。

3．目的事項

報告事項　平成27年度（平成27年４月１日から平成28年３月31日まで）事業報告，連結計算書類，計算書類ならびに会計監査人および監査役会の連結計算書類監査結果報告の件

決議事項

＜会社提案（第１号議案から第６号議案まで）＞

第１号議案　剰余金の処分の件
第２号議案　定款一部変更の件
第３号議案　取締役（監査等委員である取締役を除く。）11名選任の件
第４号議案　監査等委員である取締役４名選任の件
第５号議案　取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬額設定の件
第６号議案　監査等委員である取締役の報酬額設定の件

＜株主提案（第７号議案から第12号議案まで）＞

第７号議案　定款一部変更の件（１）
第８号議案　定款一部変更の件（２）
第９号議案　定款一部変更の件（３）
第10号議案　定款一部変更の件（４）
第11号議案　定款一部変更の件（５）
第12号議案　取締役社長解任の件

上記各号議案の内容等は，36ページ以降の「株主総会参考書類」に記載してあります。

◎　招集ご通知に添付すべき事業報告，連結計算書類，計算書類，会計監査人の監査報告および監査役会の監査報告は，４ページから35ページに記載のとおりであります。ただし，連結計算書類の「連結注記表」および計算書類の「個別注記表」については，法令および定款第17条の規定に基づき，以下の当社ホームページに掲載しておりますので，本書には記載しておりません。

なお，「連結注記表」および「個別注記表」につきましては，会計監査人および監査役がそれぞれ監査報告を作成するに際して監査をした連結計算書類および計算書類の一部であります。

◎　株主総会参考書類，事業報告，連結計算書類および計算書類等の記載内容について，株主総会の前日までに修正すべき事項が生じた場合には，以下の当社ホームページに掲載させていただきます。

当社ホームページ　http://www.energia.co.jp/ir/irkabushiki/soukai.html

議決権行使のご案内

◎　当日ご出席の場合は，お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申しあげます。

◎　当日ご出席願えない場合は，お手数ながら次のいずれかにより，**平成28年６月27日（月曜日）午後５時20分までに議決権を行使していただきますよう**お願い申しあげます。

≪書面により議決権を行使される場合≫

同封の議決権行使書用紙に賛否をご表示いただき，上記行使期限までに到着するようご返送ください。
なお，議決権行使書用紙の記載面保護シールを同封しておりますので，ご利用ください。

≪インターネット等により議決権を行使される場合≫

パソコンまたは携帯電話から，議決権行使ウェブサイト（http://www.web54.net）にアクセスしていただき，同封の議決権行使書用紙に記載の「議決権行使コード」および「パスワード」をご利用になり，画面の案内に従って上記行使期限までに賛否をご入力ください。

また，株式会社ＩＣＪが運営する「機関投資家向け議決権電子行使プラットフォーム」にご参加の株主さまは，当該プラットフォームより議決権を行使することができます。

ご利用上の注意点について

1．書面とインターネット等により，二重に議決権を行使された場合は，インターネット等によるものを有効な議決権行使として取り扱わせていただきます。
2．インターネット等により，複数回，議決権を行使された場合は，最後に行われたものを有効な議決権行使として取り扱わせていただきます。
3．議決権行使ウェブサイトをご利用いただく際のプロバイダへの接続料金および通信事業者への通信料金（電話料金等）は，株主さまのご負担となります。
4．携帯電話から議決権行使される場合について，セキュリティ確保のため，128bitSSL暗号化通信が可能な機種にのみ対応しておりますので，一部の機種ではご利用できません。

【インターネットによる議決権行使に関するお問い合わせ先】
三井住友信託銀行株式会社　証券代行ウェブサポート
専用ダイヤル：0120-652-031（午前９時～午後９時）

◎　代理人により議決権を行使される場合は，議決権を有する他の株主さま１名に委任することにより可能となります。この場合，委任状を会場受付にご提出くださいますようお願い申しあげます。

以　上

（添付書類）

事　業　報　告

（平成27年４月１日から
平成28年３月31日まで）

１．中国電力グループの現況に関する事項

⑴　事業の経過およびその成果

平成27年度におけるわが国の経済情勢をみますと，雇用・所得環境の改善が続く中で，個人消費は底堅く推移したものの，輸出の伸び悩みを背景に生産活動の回復が遅れるなど，景気は緩やかな回復にとどまりました。当中国地方においても，ほぼ全国と同様の状況で推移しました。

このような中で，当年度の連結収支につきましては，収益面では，「再生可能エネルギーの固定価格買取制度」の賦課金や交付金の増加はあったものの，販売電力量の減少や燃料費調整制度の影響などにより電気料金収入が減少したことなどから，売上高（営業収益）は１兆2,315億円と前年度に比べ680億円の減収となりました。

費用面では，「再生可能エネルギーの固定価格買取制度」の納付金や修繕費などの増加はありましたが，経営全般にわたる効率化に加え，燃料価格の低下による原料費の減少もあり，営業費用は１兆1,815億円と前年度に比べ467億円の減少となりました。

この結果，営業利益は500億円と前年度に比べ213億円の減少となりました。これに支払利息などの営業外損益を加えた経常利益は392億円と前年度に比べ195億円の減益となりました。親会社株主に帰属する当期純利益は，渇水準備金を取崩し，原子力発電工事償却準備金を引き当て，関係会社の株式を売却したことに伴う特別利益を計上し，法人税などを控除した結果，271億円となり，前年度に比べ67億円の減少となりました。

事業別の業績（内部取引消去前）につきましては，次のとおりとなりました。

〔電気事業〕

当年度の販売電力量は，前年度に比べ2.0％減の567.2億kWhとなりました。この内訳をみますと，低圧需要（電灯・電力）は，冬季の気温が前年に比べて高めに推移したことによる暖房需要の減少などから，前年度に比べ2.8％減の198.4億kWhとなりました。また，特別高圧・高圧需要（業務用・産業用）は，鉄鋼の産業用大口電力が減少したことなどから，前年度に比べ1.5％減の368.8億kWhとなりました。

売上高は，「再生可能エネルギーの固定価格買取制度」の賦課金や交付金の増加はあったものの，販売電力量の減少や燃料費調整制度の影響などにより電気料金収入が減少したことなどから，１兆1,168億円と前年度に比べ539億円の減収となりました。

営業費用は，「再生可能エネルギーの固定価格買取制度」の納付金や修繕費などの増加はありましたが，経営全般にわたる効率化に加え，燃料価格の低下による原料費の減少もあり，１兆781億円と前年度に比べ329億円の減少となりました。

この結果，営業利益は387億円と前年度に比べ210億円の減益となりました。

〔総合エネルギー供給事業〕

売上高は，ＬＮＧ販売事業収入が減少したことなどから，437億円と前年度に比べ145億円の減収となりました。

営業費用は，燃料価格の低下による仕入単価の低下などから，400億円と前年度に比べ168億円の減少となりました。

この結果，営業利益は36億円と前年度に比べ22億円の増益となりました。

〔情報通信事業〕

売上高は，情報関係事業収入が増加したことなどから，403億円と前年度に比べ11億円の増収となりました。

営業費用は，委託費の増加などから，357億円と前年度に比べ26億円の増加となりました。

この結果，営業利益は46億円と前年度に比べ15億円の減益となりました。

〔その他の事業〕

（環境調和創生事業，ビジネス・生活支援事業，電気事業サポート ほか）

売上高は，1,343億円と前年度に比べ23億円の減収となりました。

営業費用は，1,301億円と前年度に比べ14億円の減少となりました。

この結果，営業利益は41億円と前年度に比べ８億円の減益となりました。

事業区分	売上高（億円）	営業費用（億円）	営業利益（億円）
電気事業	11,168	10,781	387
総合エネルギー供給事業	437	400	36
情報通信事業	403	357	46
その他の事業	1,343	1,301	41
内部取引消去	△ 1,036	△ 1,024	△ 11
合計	12,315	11,815	500

⑵ 対処すべき課題

本年４月，電力の小売全面自由化が開始されました。電力市場には既に多くの事業者が参入しており，今後，既存の電力会社も含めた競争が激化するものと見込まれます。また，昨年６月には，平成32年４月までの送配電部門の法的分離を規定する改正電気事業法が成立し，電気事業は大きな変革の時代を迎えています。

当社グループにおいては，業務全般にわたる経営効率化に加え，燃料価格の低下等もあり，当年度の連結収支は黒字を確保できましたが，抜本的な収支の改善・経営の安定化に不可欠な原子力発電所の稼働は依然見通しが立っておらず，引き続き厳しい状況に変わりはありません。

こうした中，当社は，今後の事業環境の変化を見据えて，本年１月に新たな「企業理念」として「信頼。創造。成長。」を掲げるとともに，この理念に基づき目指す企業グループ像として「中国電力グループ経営ビジョン」を策定しました。

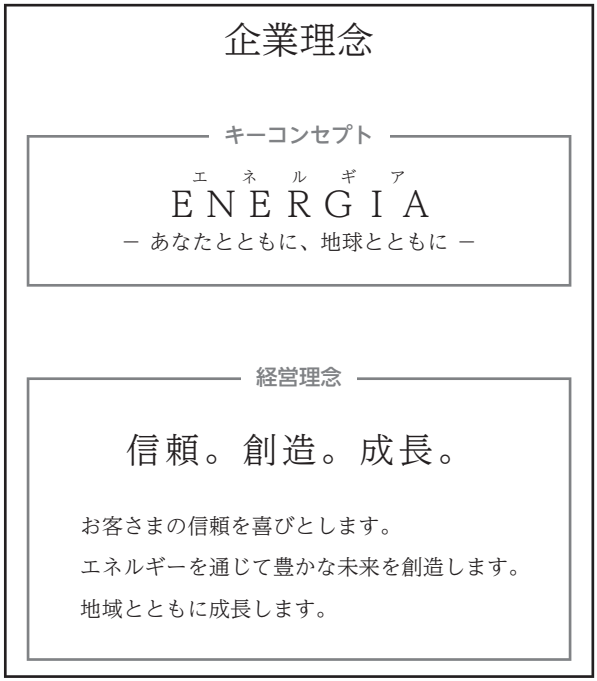

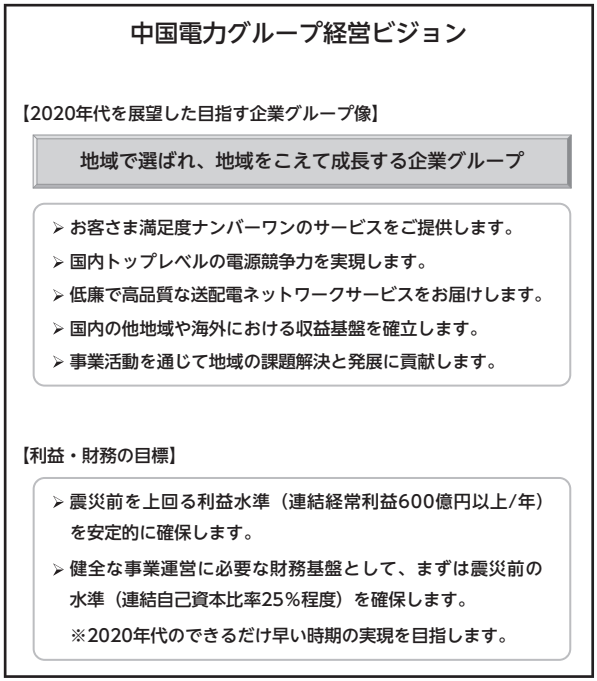

当社グループといたしましては，新たな企業理念のもと，「中国電力グループ経営ビジョン」の実現に向け，以下の諸課題に取り組んでまいります。

【電力の小売全面自由化等への対応】

電力の小売全面自由化に対応するため，競争力強化に向けたグループ大での体制整備を進めるとともに，お客さまに満足いただけるサービスの提供を目指し，まずは事業基盤である中国地域のお客さまに引き続き選択いただけるよう取り組んでまいります。

具体的には，会員制ＷＥＢサイト「ぐっとずっと。クラブ」を立ち上げ，新たな料金メニュー「ぐっとずっと。プラン」や，地域密着型のポイントサービス，地元企業などとの提携によるコラボレーションメニューを導入いたしました。今後も，お客さまの選択肢を拡大し，利便性を高めるため，料金メニューやサービスの充実に積極的に取り組んでまいります。

加えて，中国地域外や海外における収益基盤を確立するための取り組みを進めていくこととしており，首都圏で電気の販売を開始したほか，マレーシアにおける石炭火力発電事業への出資参画も行っております。今後もリスクを見極め，時機を逸することなく，当社グループの強みが活かせる成長事業の育成・拡大に取り組んでまいります。

【島根原子力発電所の再稼働・運転開始に向けた取り組み】

原子力発電所の事故を決して起こしてはならないという確固たる決意のもと，新規制基準への適合はもちろんのこと，さらなる安全性を不断に追求し，みなさまに安心していただける原子力発電所を目指してまいります。

具体的には，航空機衝突その他のテロ行為による重大事故等に対処するための特定重大事故等対処施設の設置など，設備面の安全対策に引き続き取り組んでまいります。また，社員の危機管理に対する意識を高め，緊急時の対応能力を向上させる訓練・教育などを引き続き実施してまいります。

島根２号機については，原子力規制委員会における新規制基準への適合性審査が進められており，今後もこれに総力をあげて対応してまいります。また，島根３号機についても申請に向けて準備を進めてまいります。

当社グループは，引き続き安全性を一層高める取り組みを積み重ね，地域のみなさまのご理解を得ながら島根原子力発電所の再稼働・運転開始に向け，最大限取り組んでまいります。

なお，島根１号機については，現在，廃止措置計画の認可申請に向けた準備を進めております。今後も安全確保を最優先に，廃止措置に責任を持って取り組んでまいります。

【徹底した経営効率化の取り組み】

島根原子力発電所の運転停止が長期化している中においても，収支の改善・財務体質の悪化抑制を図り，競争力を強化していくため，徹底した経営効率化の取り組みを一層強化してまいります。

具体的には，引き続き請負・資機材等の調達コストの低減，燃料費の削減，労働生産性の向上などに取り組むとともに，今後の事業環境の変化を見据え，恒常的なコスト削減につながるよう，業務の進め方の抜本的な見直しに取り組んでおります。

【安定供給確保に向けた取り組み】

当社グループは，電源の競争力強化を図りつつ，将来にわたり，低廉で高品質な電気を安定的に供給するという当社の変わらぬ使命を果たすため，中長期的な展望に立った設備の形成・信頼度維持などに取り組むとともに，送配電部門の法的分離にも適切に対応してまいります。

資源の乏しいわが国においては，特定のエネルギー源に過度に依存することなく各種電源の特徴を活かしながらバランスよく活用していくことが必要であり，とりわけ，国のエネルギー政策において重要なベースロード電源と位置付けられている原子力発電については，温室効果ガスの削減を継続的に進めていくためにも，一定比率維持していく必要があります。

当社としても，より一層安全性に優れた新規原子力発電所の開発を計画的に進めていくことが重要であると考えております。島根１号機の廃止を考慮すると，島根３号機の早期運転開始はもとより，新規原子力である上関原子力発電所の開発はこれまで以上に重要な経営課題であり，早期に着手できるよう，引き続き取り組んでまいります。

火力発電に関しても，経年化が進む既設火力発電所の代替として，三隅発電所２号機の開発を進めていくこととしており，現在，環境影響評価手続きなどに取り組んでおります。

また，トラブルの未然防止や災害への備えのため，設備の計画的かつ確実な点検・補修，更新工事など将来にわたる電力の安定供給確保に取り組むとともに，業務品質の維持・向上に向け，実践的な訓練や点検作業を通じ，グループの保有する技術・技能の向上と着実な継承に努めてまいります。

【地球温暖化問題への取り組み】

地球温暖化問題については，昨年12月に温室効果ガス削減に関する2020年以降の新たな国際枠組み（パリ協定）が採択されるなど，世界的な対応が求められているところであり，当社グループにとっても重要な課題となっております。

当社を含む電気事業者は，昨年７月，低炭素社会の実現に向け，電気事業全体のCO_2排出抑制目標を掲げました。

当社グループとしては，温室効果ガスの削減に向け，安全確保を大前提とした原子力発電や再生可能エネルギーの活用，「大崎クールジェンプロジェクト」など火力発電の高効率化・クリーン化に資する技術開発，お客さまへの省エネ提案などに引き続き取り組んでまいります。

【コンプライアンス最優先の業務運営】

昨年６月，島根原子力発電所において，低レベル放射性廃棄物を収めたドラム缶にモルタルを充填し固形化するための設備の校正記録に不適切な取り扱いがあったことが判明いたしました。

当社は，事実関係の調査・確認および原因の分析を行った結果，原因を「業務管理のしくみの問題」，「業務運営の問題」および「意識面の問題」と整理し，それぞれについて具体的な再発防止対策の策定を行い，その実施に取り組んでおります。

当社は，このような事案が発生したことを極めて重く受け止めており，今後，再発防止対策を確実に実施することはもとより，グループをあげてコンプライアンス最優先の業務運営に全力で取り組んでまいります。

当社グループを取り巻く経営環境は大きく変化しておりますが，「地域で選ばれ，地域をこえて成長する企業グループ」を目指して取り組んでいくことで，地域の発展に貢献しつつ，株主のみなさまのご期待に応えることができるよう努めてまいります。

株主のみなさまにおかれましては，今後とも格別のご理解とご支援を賜りますようお願い申しあげます。

⑶ 設備投資の状況

①設備投資額

事業区分	金額（億円）
電気事業	1,859
総合エネルギー供給事業	39
情報通信事業	105
その他の事業	76
内部取引消去等	△ 31
合計	2,049

②完成した主な設備および工事中の主な設備（平成28年３月31日現在）

ａ．発電設備

区分	名称	出力（万kW）
完成	（水力）芸北発電所	0.043
工事中	（原子力）島根原子力発電所３号機	137.3

ｂ．送電設備

区分	名称	電圧（万V）	こう長（km）
完成	井原連絡線（新設）	22	19

③廃止した主な設備

発電設備

名称	出力（万kW）
（原子力）島根原子力発電所１号機	46.0

⑷ 資金調達の状況

①社債	発行額	500億円	償還額	550億円
②借入金	借入額	3,506億円	返済額	3,755億円
③コマーシャル・ペーパー	発行額	320億円	償還額	320億円

⑸ 財産および損益の状況

区　　分	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度 (当年度)
売上高（億円）	11,997	12,560	12,996	12,315
経常利益（億円）	△ 287	△ 36	587	392
親会社株主に帰属する当期純利益（億円）	△ 219	△ 93	338	271
1株当たり当期純利益（円）	△ 60.52	△ 25.88	93.38	74.83
総資産（億円）	28,993	29,480	31,062	30,709

（注）「企業結合に関する会計基準」（企業会計基準第21号　平成25年９月13日）等の適用により，当連結会計年度から，「当期純利益」を「親会社株主に帰属する当期純利益」としております。

⑹ 主要な事業内容 (平成28年３月31日現在)

事業区分	主要な事業内容
電気事業	電力供給
総合エネルギー供給事業	燃料販売事業，電気・熱エネルギー供給事業
情報通信事業	電気通信事業，情報処理事業
その他の事業	環境調和創生事業，ビジネス・生活支援事業，電気事業サポート　ほか

(7) 重要な子会社の状況 (平成28年３月31日現在)

会　　社　　名	資本金(百万円)	当社の持株比率(%)	主要な事業内容
株式会社エネルギア・コミュニケーションズ	6,000	100.0	電気通信事業，情報処理事業
株式会社エネルギア・ソリューション・アンド・サービス	4,653	100.0	燃料販売事業，電気・熱エネルギー供給事業
株式会社エネルギア・ビジネスサービス	490	100.0	経理・労務業務等代行業，グループ内金融業
中電プラント株式会社	200	100.0	電力設備工事業
中国企業株式会社	104	100.0	不動産・ビル管理・リース業
中電工業株式会社	77	100.0	建築・塗装工事業
株式会社エネルギア・ライフ&アクセス	65	100.0	電気給湯機等販売・リース業，電材・配電設備設計業
中電環境テクノス株式会社	50	100.0	発電所諸装置運転・管理業
中国計器工業株式会社	30	100.0	電力量計組立・修理・調整業
中電技術コンサルタント株式会社	100	90.0	建設コンサルタント業
テンパール工業株式会社	150	56.0	電気機械器具製造業
中国高圧コンクリート工業株式会社	150	50.1	コンクリート製品製造業
株式会社アドプレックス	30	46.7	印刷・広告業
Chugoku Electric Power Australia Resources Pty. Ltd. (中国電力･オーストラリア･リソーシズ社)	百万豪ドル 60	100.0	エネルギー資源の探査・開発・生産業

(注) 1．当社の持株比率は，自己株式を控除して計算しております。
2．平成27年７月１日付で産興株式会社は，株式会社アドプレックスに商号変更いたしました。
3．平成27年７月１日付で中国電機製造株式会社の株式の60%を株式会社ダイヘンに譲渡いたしました。この結果，中国電機製造株式会社は連結子会社から持分法適用会社となりました。
4．平成27年10月１日付で中国企業株式会社と株式会社エネルギア不動産は合併いたしました。
5．平成27年10月１日付で株式会社小月製鋼所の株式の80%を株式会社シンコーに譲渡いたしました。この結果，株式会社小月製鋼所は連結子会社から持分法適用会社となりました。
6．平成28年３月25日付で株式会社エネルギア・ライフ&アクセスは，当社の完全子会社となりました。
7．平成28年４月１日付で株式会社エネルギア・ソリューション・アンド・サービスは，株式会社エネルギア・ライフ&アクセスの電気給湯機等販売・リース業を吸収分割により承継し，同日付で株式会社エネルギア・ライフ&アクセスは，株式会社電力サポート中国に商号変更いたしました。

当社の連結子会社は上記の会社を含め18社，持分法適用会社は15社であります。

⑻ 主要な事業所（平成28年３月31日現在）

①当社の主要な事業所

a．本店（広島県広島市）

b．支社 鳥取（鳥取県鳥取市），島根（島根県松江市），岡山（岡山県岡山市），山口（山口県山口市），東京（東京都千代田区）

c．営業所

営業所名	所在県名
鳥取，倉吉，米子	鳥取県
隠岐，松江，出雲，浜田，益田	島根県
小豆島	香川県
岡山東，津山，岡山，倉敷，高梁	岡山県
福山，尾道，三次，東広島，呉，矢野，広島北，広島，廿日市	広島県
岩国，柳井，周南，山口，萩，宇部，下関	山口県

d．主要な発電所

区分	発電所名（所在県名）
水力 （出力３万kW以上）	俣野川（鳥取県），潮（島根県），新成羽川（岡山県），可部，南原，滝山川（以上広島県）
火力 （出力20万kW以上）	三隅（島根県），水島，玉島（以上岡山県），大崎（広島県），岩国，柳井，下松， 新小野田，下関（以上山口県）
原子力	島根原子力（島根県）
太陽光	福山太陽光（広島県），宇部太陽光（山口県）

②重要な子会社の主要な事業所

会　　社　　名	本　店　所　在　地
株式会社エネルギア・コミュニケーションズ	広島県広島市
株式会社エネルギア・ソリューション・アンド・サービス	
株式会社エネルギア・ビジネスサービス	
中電プラント株式会社	
中国企業株式会社	
中電工業株式会社	
株式会社エネルギア・ライフ&アクセス	
中電環境テクノス株式会社	
中国計器工業株式会社	広島県安芸郡府中町
中電技術コンサルタント株式会社	広島県広島市
テンパール工業株式会社	
中国高圧コンクリート工業株式会社	
株式会社アドプレックス	
Chugoku Electric Power Australia Resources Pty. Ltd. （中国電力・オーストラリア・リソーシズ社）	オーストラリア

⑼ 従業員の状況 (平成28年３月31日現在)

事業区分	従業員数（名）	前年度末比増減（名）
電気事業	8,779	138減
総合エネルギー供給事業	139	9増
情報通信事業	883	15増
その他の事業	3,858	376減
合計	13,659	490減

（注）従業員数は，就業人員数を記載しております。

⑽ 主要な借入先 (平成28年３月31日現在)

借入先	借入金残高（億円）
株式会社日本政策投資銀行	2,458
株式会社みずほ銀行	931
日本生命保険相互会社	734
三井住友信託銀行株式会社	685
株式会社広島銀行	634

2．当社の株式に関する事項（平成28年３月31日現在）

⑴ **発行可能株式総数**　10億株

⑵ **発行済株式の総数**　３億7,105万5,259株

⑶ **株主数**　119,476名

⑷ **大株主**

株主名	持株数（千株）	持株比率（%）
山口県	34,005	9.4
日本マスタートラスト信託銀行株式会社（信託口）	19,834	5.5
日本生命保険相互会社	18,518	5.1
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社（信託口）	14,713	4.1
株式会社みずほ銀行	8,235	2.3
中国電力株式投資会	7,203	2.0
株式会社広島銀行	5,842	1.6
株式会社山陰合同銀行	5,547	1.5
三井住友信託銀行株式会社	4,986	1.4
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社（信託口９）	4,780	1.3

（注）持株比率は，発行済株式の総数から自己株式8,547,616株を控除して計算しております。

３．当社の新株予約権等に関する事項（平成28年３月31日現在）

当社は，平成27年２月12日開催の取締役会決議に基づきユーロ円建転換社債型新株予約権付社債を発行しております。

ユーロ円建転換社債型新株予約権付社債の概要

名称	2018年満期 ユーロ円建 転換社債型新株予約権付社債	2020年満期 ユーロ円建 転換社債型新株予約権付社債
社債の総額	500億円	500億円
新株予約権の数	5,000個	5,000個
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数	本社債の額面金額の総額を転換価額で除した数とする。	本社債の額面金額の総額を転換価額で除した数とする。
新株予約権の行使時の払込金額	本新株予約権と引換えに金銭の払込みは要しない。	本新株予約権と引換えに金銭の払込みは要しない。
転換価額	2,111円	1,993円
新株予約権の行使期間	平成27年(2015年)３月16日から 平成30年(2018年)３月９日まで	平成27年(2015年)３月16日から 平成32年(2020年)３月11日まで
社債の残高	500億円	500億円

4．当社の役員に関する事項

(1) 取締役および監査役の氏名等（平成28年３月31日現在）

氏　　名	地　位	担当，重要な兼職の状況等
＊山　下　　隆	取締役会長	中国経済連合会会長
＊苅　田　知　英	取締役社長	
＊清　水　希　茂	取締役副社長	電源事業本部長
＊信　末　一　之	取締役副社長	お客さまサービス本部長，株式会社中電工社外監査役
＊迫　谷　　章	取締役副社長	電源事業本部副本部長，上関原子力立地プロジェクト長
＊渡　部　伸　夫	取締役副社長	人材育成担当，考査部門長，原子力強化プロジェクト長
古　林　行　雄	常務取締役	電源事業本部副本部長，電源事業本部島根原子力本部長
小　川　司　徳	常務取締役	人材活性化部門長
松　村　秀　雄	常務取締役	コンプライアンス推進部門長，管財部門長，広島ガス株式会社社外取締役
平　野　正　樹	常務取締役	国際事業部門長，環境部門長，エネルギア総合研究所長
森　前　茂　彦	常務取締役	経営企画部門長，広報部門長
畝　川　　寛	常務取締役	グループ経営推進部門長
松　岡　秀　夫	常務取締役	流通事業本部長，情報通信部門長
岩　崎　昭　正	常務取締役	電源事業本部部長（原子力管理）
田　村　浩　章	取　締　役	宇部興産株式会社相談役，山口県経営者協会会長，株式会社山口フィナンシャルグループ社外取締役
井　上　一　男	常任監査役	（常勤）
為　汲　一　彦	監　査　役	（常勤）
渡　辺　一　秀	監　査　役	マツダ株式会社相談役
佐　藤　正　夫	監　査　役	
野曽原　悦　子	監　査　役	弁護士

（注）１．＊印は代表取締役であります。
２．当年度中の取締役の異動（平成27年６月25日異動）
(1) 第91回定時株主総会において，岩崎昭正は取締役に新たに選任され就任いたしました。
(2) 迫谷章・渡部伸夫の２名は取締役副社長に，岩崎昭正は常務取締役にそれぞれ就任いたしました。
(3) 取締役副社長小野雅樹は，任期満了により取締役を退任いたしました。
３．取締役のうち田村浩章は，社外取締役であります。当社は，株式会社山口フィナンシャルグループのグループ銀行との間に資金借入等の取引関係があります。
４．監査役のうち渡辺一秀・佐藤正夫・野曽原悦子の３名は，社外監査役であります。
５．社外取締役田村浩章および社外監査役渡辺一秀・佐藤正夫・野曽原悦子の４名につきましては，東京証券取引所に対し，独立役員として届け出ております。
６．常任監査役井上一男は長年にわたり当社経理部門に在籍し，財務および会計に関する相当程度の知見を有しております。
７．当年度終了後の取締役の異動(平成28年４月１日異動)
(1) 山下隆は取締役相談役に，苅田知英は取締役会長に，清水希茂は取締役社長にそれぞれ就任いたしました。
(2) 山下隆は代表取締役を退任いたしました。

⑵ 取締役および監査役の報酬等の額

区　　分	人　　数	報 酬 等 の 額
取　締　役	16名	557百万円
監　査　役	5名	90百万円
合　　計	21名	647百万円

（注）１．株主総会決議による報酬限度額は次のとおりであります。
⑴ 月額報酬総額　取締役　月額 55百万円以内
監査役　月額 15百万円以内
⑵ 賞与総額　取締役　年額140百万円以内
なお，当年度に係る取締役賞与につきましては，支給しないことといたしました。
２．上記のうち，社外役員４名に対する報酬等の額は33百万円であります。

⑶ 社外役員の主な活動状況等

①主な活動状況

氏　名	主　な　活　動　状　況
取締役 田村　浩章	当年度開催の取締役会13回すべてに出席したほか，その他重要な会議に出席しております。経験豊富な経営者の観点から必要な発言を適宜行っております。
監査役 渡辺　一秀	当年度開催の取締役会13回すべてに，また，監査役会17回すべてに出席したほか，その他重要な会議に出席しております。経験豊富な経営者の観点から必要な発言を適宜行っております。
監査役 佐藤　正夫	当年度開催の取締役会13回すべてに，また，監査役会17回すべてに出席したほか，危機に対する対応方針などを協議するリスク戦略会議等の重要な会議に出席しております。リスク管理に関する専門的見地などから必要な発言を適宜行っております。
監査役 野曽原悦子	当年度開催の取締役会13回すべてに，また，監査役会17回すべてに出席したほか，その他重要な会議に出席しております。弁護士としての専門的見地などから必要な発言を適宜行っております。

②責任限定契約の内容の概要

当社は，社外役員との間に，会社法第423条第１項の責任を限定する契約を締結しており，当該契約に基づく責任の限度額は，法令に定める額としております。

５．当社の会計監査人に関する事項

⑴　会計監査人の名称

有限責任あずさ監査法人

⑵　会計監査人の報酬等の額

①当年度に係る会計監査人としての報酬等の額	80百万円
②当社および当社子会社が支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	107百万円

（注）１．当社と会計監査人との間の監査契約において，会社法に基づく監査報酬額と，金融商品取引法に基づく監査報酬額等とを区分しておらず，実質的にも区分できないため，①の金額には，これらの合計額を記載しております。
また，②の金額のうち，確定していないものは，概算値によっております。
２．監査役会は，社内関係部門および会計監査人から必要な資料を入手しかつ報告を受け，監査計画の内容，監査の実施状況および報酬見積りの算定根拠（監査日数，報酬単価）を確認し，審議した結果，これらについて適切であると判断したため，会計監査人の報酬等につきまして同意をしております。
３．当社の重要な子会社のうちChugoku Electric Power Australia Resources Pty. Ltd.（中国電力・オーストラリア・リソーシズ社）は，当社の会計監査人以外の監査法人の監査を受けております。

⑶　非監査業務の内容

当社は，会計監査人に対して，公認会計士法第２条第１項の業務以外の業務（非監査業務）である研修業務等を委託し，その対価を支払っております。

⑷　会計監査人の解任または不再任の決定の方針

監査役会は，会計監査人が会社法第340条第１項に定める解任事由のいずれかに該当すると認められる場合，会計監査人を解任いたします。

また，会計監査人の適格性，独立性等を害する事由の発生により適正な監査の遂行が困難であると認められる場合，または監査の適正性をより高めるために会計監査人の変更が妥当であると判断される場合には，監査役会は会計監査人の解任または不再任に関する株主総会提出議案の内容を決定いたします。

６．業務の適正を確保するための体制および当該体制の運用状況

⑴　業務の適正を確保するための体制整備に関する基本方針

当社は，株主・投資家のみなさま，お客さま，地域社会等から信頼され選択される企業であり続けるため，次の方針に従って，必要な組織・制度等を継続的に整備し，中国電力グループ一体となって適正な事業活動を推進していく。

１．当社の取締役および使用人の職務執行が法令および定款に適合することを確保するための体制

⑴　取締役会は通常月１回開催し，経営の方針・計画や重要な業務執行の決定を行うとともに，取締役から定期的に，また必要に応じて，業務執行状況の報告を受け，取締役の職務執行を監督する。また，執行役員に対して，必要に応じて業務執行の状況について，取締役会への報告を求める。

⑵　代表取締役を構成員とする経営会議を原則として毎週開催し，取締役会に付議する事項を含め経営に関する重要事項について十分に審議したうえで決定する。

⑶　執行役員制度を採用して，取締役会の意思決定・監督機能の強化および業務執行の効率化を図る。

⑷　中国電力グループのＣＳＲ行動憲章および中国電力企業倫理綱領を制定し，取締役がこれを率先垂範するとともに，自らの役割として使用人に対しその定着と徹底を図る。

⑸　取締役会の諮問機関として，会長を委員長とし，社外有識者を構成員に含む企業倫理委員会を設置し，コンプライアンスに関する重要事項を審議する。また，コンプライアンスの推進を総括する組織を設置し，企業倫理・法令遵守の徹底を図るべく，コンプライアンス推進に係る諸制度の継続的な整備・充実，取締役および使用人に対する教育等を行う。

⑹　法令違反行為等の未然防止と是正を図るため，社内および社外（弁護士事務所）に直接相談・通報できる企業倫理相談窓口を設置し，相談者保護を含めた的確な対応を行う。

⑺　各組織の長は，それぞれの組織内においてコンプライアンスに関する自己点検や教育等を行うとともに，業務運営に関する諸制度の整備を継続的に行う。

⑻　財務報告に係る内部統制を総括する組織を設置し，財務報告の信頼性確保に係る制度の整備，指導・調整を行う。

⑼　市民生活の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力による不当要求等への対応を総括する組織を設置し，反社会的勢力に対しては毅然とした態度で臨み，断固として対決する。

⑽　業務執行ラインから独立した内部監査組織を設置し，業務の適正を確保する観点から，監査を実施する。

２．当社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制

⑴　リスク管理基本方針およびリスク管理規程を定め，各組織において各種リスクの洗い出し，評価，対応策の検討を行い，経営計画等に反映して継続的にリスク管理を実践する。

⑵　リスク管理を総括する組織を設置し，リスク管理に係る必要な指導・調整を行うとともに，社長を議長とするリスク戦略会議を設置し，重大な経営リスクへの対応方針等を総合的に検討する。

⑶ 非常災害その他重大な経営リスクが生じるおそれがある場合または生じた場合には，対策本部等を設置して，情報を一元的に収集・管理し迅速かつ円滑に対策を実施するとともに，適時・的確な情報公開を行う。

3．当社の取締役の職務執行に係る情報保存および管理に関する体制

取締役の職務執行に係る文書（電子文書を含む。）等については，文書規程等に基づき，法令に定めがあるものについては少なくともその期間，法令に定めがないものについても必要な保存期間を定め，適切に保存・管理する。

4．当社の取締役の職務執行が効率的に行われることを確保するための体制

⑴ 経営の方針・目標を明確化し，経営計画制度によるマネジメントサイクルを的確に回すことにより，効率的な事業運営を推進する。

⑵ 適切に組織（組織機構・業務分掌・職務権限）・制度・情報システムの整備を行い，効率的に職務執行が行われる体制を継続的に整備する。

5．企業集団における業務の適正を確保するための体制

⑴ グループ企業の取締役および使用人の職務執行が法令および定款に適合することならびに取締役の職務執行が効率的に行われることを確保するための体制

ａ．グループ企業管理を総括する組織を設置するとともに，グループ経営の方針・目標を定め，グループ一体となった効率的な事業運営を推進する。また，グループ企業管理に係る諸制度を整備し，各企業の事業活動を適切に指導・支援する。

ｂ．グループ企業におけるコンプライアンスを推進する体制整備については，当社の関係組織が連携して適切に指導・支援を行う。

ｃ．当社が設置する企業倫理相談窓口は，グループ企業に係る相談・通報に的確な対応を行う。

ｄ．当社の内部監査組織は，グループ企業における業務の適正を確保する観点から，監査を実施する。

⑵ グループ企業の損失の危険の管理に関する規程その他の体制

グループ企業におけるリスク管理を推進する体制整備については，当社の関係組織が連携して適切に指導・支援を行う。

⑶ グループ企業の取締役の職務執行に係る事項の当社への報告に関する体制

ａ．グループ経営に重大な影響を及ぼす事項を実施する場合には，当社への協議または報告を求める。

ｂ．上記ａ．以外でグループ企業において，コンプライアンスまたはリスク管理の観点からグループ経営に重大な影響を及ぼす事実が発生した場合，または発生が見込まれる場合には，当社への報告を求める。

6．当社の監査役の職務を補助すべき使用人に関する事項ならびに当該使用人の取締役からの独立性および監査役から当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項

取締役の指揮命令外の組織として，監査役の職務を補助する専任組織を設置し，必要な使用人を配置する。当該使用人については，取締役の職務執行に係る業務を兼務させず，もっぱら監査役の指揮命令に従わせるものとし，また，人事に関する事項については，監査役会の同意を得たうえで行う。

7．当社の監査役への報告に関する体制

⑴ 当社の取締役および使用人が当社の監査役に報告をするための体制

ａ．取締役会をはじめ，経営会議・企業倫理委員会等の重要会議には監査役の出席を求めるほか，取締役および使用人は監査役へ定期的に職務執行報告を行う。

ｂ．取締役および使用人は，監査役会と協議のうえ定めた報告基準に該当する事実が発生した場合または発生が見込まれる場合には，監査役に対し速やかに報告を行う。

⑵ グループ企業の取締役，監査役および使用人またはこれらの者から報告を受けた者が当社の監査役に報告をするための体制

グループ企業の取締役の職務執行に係る事項の当社への協議・報告，企業倫理相談窓口へのグループ企業に係る相談・通報を受けた当社の取締役および使用人は，遅滞なく当社の監査役に報告を行う。

⑶ 当社の監査役に報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制

当社の監査役に報告した者に対して，その報告を行ったことを理由とする不利な取扱いは行わないこととし，そのための体制を整備する。

8．当社の監査役の職務執行について生ずる費用または債務の処理に係る方針に関する事項

監査役が職務執行のために請求した費用等については，当社は，それが当該監査役の職務に必要がないことを証明した場合を除き，速やかに処理を行う。

9．その他当社の監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

⑴ 代表取締役は，監査役との意見交換のための会合を定期的に行い，経営全般について相互に認識を深める。

⑵ 取締役および使用人は，監査役から職務執行状況の聴取および重要な決裁書類の閲覧等を求められた場合は，速やかにこれに応じる。また，内部監査組織は，監査役に内部監査結果を適宜情報提供するなど，監査の実効性を高めるよう協力する。

〔注〕グループ企業とは，会社法上の子会社および持分法を適用する関連会社とする。

⑵ 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

○ 中国電力グループ経営ビジョンのもと，中期経営計画を策定のうえ，電気事業を中心とした事業を展開するにあたり，社外取締役１名および社外監査役３名が出席する取締役会を13回開催し，経営の基本方針等の決定を行うとともに業務執行状況等の報告を受け，取締役の職務執行を監督しております。

また，当年度については，企業倫理委員会を定例で４回，臨時で１回開催し，コンプライアンス推進施策や企業倫理相談窓口への対応に関する社外有識者等からの積極的な提言・意見等をもとに，コンプライアンスの推進に継続的に取り組んでおります。

なお，昨年６月から適用されているコーポレートガバナンス・コードへは適切に対応のうえ，実施事項等を開示しております。

○ 事業活動に潜むリスクを的確に把握し，未然防止に向けた施策を実施するとともに，その対応状況を毎年経営会議に報告を行っております。また，危機に際しては，迅速かつ適切に対応するため，危機管理責任者（コンプライアンス推進部門長）に経営リスク情報を一元的に集約する危機管理体制のもとで危機の最小化に向けて取り組んでおります。

○ 当社において，昨年６月に判明しました「島根原子力発電所低レベル放射性廃棄物のモルタル充填に用いる流量計の不適切な取り扱い」に関しては，判明後直ちに緊急対策本部を設置し，事実関係の調査・確認および原因分析を行った結果，同所において業務管理のしくみや業務運営等に問題があったことから，再発防止対策を策定のうえ，その実施に取り組んでおります。

○ グループ経営要綱において，グループ経営の原則およびグループ企業の管理・支援等のしくみを定めており，グループ中期経営計画および重要事項に関する協議・報告ならびに社長会議等を通じて，グループ企業の事業活動に対する指導・支援等を行っております。また，グループ企業の取締役をメンバーとするエネルギアグループコンプライアンス・リスク管理責任者会議を２回開催し，グループ企業のコンプライアンスの推進およびリスク管理について指導・支援等を行っております。

各グループ企業においては，業務管理のしくみや業務運営等の改善に継続的に取り組んでおり，当社はこうした取り組みに適宜支援等を行っております。

○ 当社の考査部門は，内部監査基本計画に基づき，監査役および会計監査人と連携を図りながら，当社およびグループ企業の監査を実施しております。

○ 当社の監査役への報告については，監査役に対して，経営会議・企業倫理委員会等の重要会議への出席を求めるとともに，定期的に監査役へ職務執行報告を行っております。また，監査役と協議のうえ報告事項を申し合わせて，当社およびグループ企業の経営に重大な影響を及ぼす事項等について，速やかに監査役へ報告を行っております。

監査役の監査が実効的に行われることを目的として，代表取締役と社外監査役を含む監査役をメンバーとする意見交換会を２回開催し，ガバナンス体制のあり方等に対する意見交換を実施しております。

連結貸借対照表

(平成28年３月31日現在)

(単位：百万円)

資産の部		負債及び純資産の部	
科目	金額	科目	金額
固定資産	**2,752,386**	**固定負債**	**1,853,511**
電気事業固定資産	**1,334,125**	社債	834,994
水力発電設備	123,009	長期借入金	792,207
汽力発電設備	187,162	使用済燃料再処理等引当金	54,485
原子力発電設備	88,989	使用済燃料再処理等準備引当金	7,761
送電設備	322,698	退職給付に係る負債	71,503
変電設備	143,580	資産除去債務	75,736
配電設備	362,013	その他の固定負債	16,823
業務設備	80,660		
休止設備	21,350	**流動負債**	**530,910**
その他の電気事業固定資産	4,661	１年以内に期限到来の固定負債	233,973
その他の固定資産	**117,891**	短期借入金	71,305
固定資産仮勘定	**728,322**	支払手形及び買掛金	45,283
建設仮勘定及び除却仮勘定	714,840	未払税金	23,856
原子力廃止関連仮勘定	13,481	その他の流動負債	156,492
核燃料	**158,576**		
装荷核燃料及び加工中等核燃料	158,576	**引当金**	**77,991**
投資その他の資産	**413,470**	渇水準備引当金	435
長期投資	116,429	原子力発電工事償却準備引当金	77,555
使用済燃料再処理等積立金	46,057		
退職給付に係る資産	42,369	**負債合計**	**2,462,413**
繰延税金資産	66,627		
その他の投資等	142,164		
貸倒引当金(貸方)	△ 177	**株主資本**	**581,320**
		資本金	**185,527**
		資本剰余金	**17,103**
		利益剰余金	**393,859**
流動資産	**318,561**	**自己株式**	**△ 15,169**
現金及び預金	133,485	**その他の包括利益累計額**	**23,043**
受取手形及び売掛金	93,747	**その他有価証券評価差額金**	**20,448**
たな卸資産	55,076	**繰延ヘッジ損益**	**△ 448**
繰延税金資産	9,454	**為替換算調整勘定**	**△ 304**
その他の流動資産	27,384	**退職給付に係る調整累計額**	**3,347**
貸倒引当金(貸方)	△ 586	**非支配株主持分**	**4,170**
		純資産合計	**608,535**
合計	**3,070,948**	**合計**	**3,070,948**

連結損益計算書

（平成27年４月１日から
平成28年３月31日まで）

（単位：百万円）

費用の部		収益の部	
科目	金額	科目	金額
営業費用	**1,181,556**	**営業収益**	**1,231,572**
電気事業営業費用	1,070,898	電気事業営業収益	1,113,637
その他事業営業費用	110,657	その他事業営業収益	117,934
営業利益	(50,015)		
営業外費用	**29,982**	**営業外収益**	**19,193**
支払利息	22,421	受取配当金	1,555
その他の営業外費用	7,560	受取利息	1,197
		持分法による投資利益	5,784
		その他の営業外収益	10,655
当期経常費用合計	**1,211,538**	**当期経常収益合計**	**1,250,765**
当期経常利益	**39,226**		
渇水準備金引当又は取崩し	**△ 499**		
渇水準備引当金取崩し（貸方）	△ 499		
原子力発電工事償却準備金引当又は取崩し	**4,564**		
原子力発電工事償却準備金引当	4,564		
		特別利益	**6,286**
		関係会社株式売却益	6,286
税金等調整前当期純利益	**41,448**		
法人税等	**14,505**		
法人税等	13,226		
法人税等調整額	1,279		
当期純利益	**26,942**		
非支配株主に帰属する当期純損失	**171**		
親会社株主に帰属する当期純利益	**27,113**		

連結株主資本等変動計算書

（平成27年４月１日から
平成28年３月31日まで）

（単位：百万円）

	株主資本					その他の包括利益累計額				非支配株主持分
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計	その他有価証券評価差額金	繰延ヘッジ損益	為替換算調整勘定	退職給付に係る調整累計額	
当連結会計年度期首残高	185,527	17,270	384,864	△14,932	572,729	29,382	△ 169	174	17,771	4,987
当連結会計年度変動額										
剰余金の配当			△18,118		△18,118					
親会社株主に帰属する当期純利益			27,113		27,113					
自己株式の取得				△ 235	△ 235					
自己株式の処分		△ 0		3	3					
非支配株主との取引に係る親会社の持分変動		△ 183			△ 183					
その他		16		△ 4	11					
株主資本以外の項目の当連結会計年度変動額（純額）						△ 8,933	△ 278	△ 478	△14,424	△ 816
当連結会計年度変動額合計	－	△ 166	8,995	△ 236	8,591	△ 8,933	△ 278	△ 478	△14,424	△ 816
当連結会計年度末残高	185,527	17,103	393,859	△15,169	581,320	20,448	△ 448	△ 304	3,347	4,170

（注）その他の包括利益累計額及び純資産の各合計欄は記載を省略している。

貸借対照表

（平成28年３月31日現在）

（単位：百万円）

資産の部		負債及び純資産の部	
科目	金額	科目	金額
固定資産	**2,567,323**	**固定負債**	**1,803,571**
電気事業固定資産	**1,374,928**	社債	834,994
水力発電設備	124,211	長期借入金	758,820
汽力発電設備	188,746	長期未払債務	6,319
原子力発電設備	90,103	関係会社長期債務	5,460
内燃力発電設備	2,111	退職給付引当金	56,785
新エネルギー等発電設備	2,151	使用済燃料再処理等引当金	54,485
送電設備	327,722	使用済燃料再処理等準備引当金	7,761
変電設備	147,572	資産除去債務	75,265
配電設備	388,970	雑固定負債	3,678
業務設備	81,988		
休止設備	21,350	**流動負債**	**515,106**
附帯事業固定資産	**153**	１年以内に期限到来の固定負債	231,171
事業外固定資産	**4,419**	短期借入金	67,035
固定資産仮勘定	**723,546**	買掛金	36,030
建設仮勘定	708,767	未払金	26,448
除却仮勘定	1,297	未払費用	59,289
原子力廃止関連仮勘定	13,481	未払税金	21,516
核燃料	**158,576**	預り金	1,020
装荷核燃料	7,034	関係会社短期債務	50,359
加工中等核燃料	151,541	諸前受金	20,936
投資その他の資産	**305,698**	雑流動負債	1,298
長期投資	105,623		
関係会社長期投資	42,137	**引当金**	**77,991**
使用済燃料再処理等積立金	46,057	渇水準備引当金	435
長期前払費用	22,773	原子力発電工事償却準備引当金	77,555
前払年金費用	31,214		
繰延税金資産	57,931	**負債合計**	**2,396,669**
貸倒引当金（貸方）	△ 40		
		株主資本	**434,477**
流動資産	**272,838**	**資本金**	**185,527**
現金及び預金	124,712	**資本剰余金**	**16,728**
売掛金	78,086	資本準備金	16,676
諸未収入金	5,745	その他資本剰余金	51
貯蔵品	42,647	**利益剰余金**	**246,970**
前払金	5	利益準備金	46,381
前払費用	1,462	その他利益剰余金	200,588
関係会社短期債権	8,920	海外投資等損失準備金	13
繰延税金資産	7,254	特定災害防止準備金	57
雑流動資産	4,440	別途積立金	156,000
貸倒引当金（貸方）	△ 437	繰越利益剰余金	44,518
		自己株式	△ **14,749**
		評価・換算差額等	**9,015**
		その他有価証券評価差額金	9,463
		繰延ヘッジ損益	△ 448
		純資産合計	**443,492**
合計	**2,840,161**	**合計**	**2,840,161**

損益計算書

（平成27年４月１日から
平成28年３月31日まで）

（単位：百万円）

費用の部		収益の部	
科目	金額	科目	金額
営業費用	**1,110,851**	**営業収益**	**1,150,514**
電気事業営業費用	1,078,110	電気事業営業収益	1,116,837
水力発電費	22,180	電灯料	382,978
汽力発電費	327,846	電力料	587,746
原子力発電費	52,020	地帯間販売電力料	4,464
内燃力発電費	2,597	他社販売電力料	36,366
新エネルギー等発電費	184	託送収益	6,034
地帯間購入電力料	1,434	事業者間精算収益	3,239
他社購入電力料	274,219	再エネ特措法交付金	84,772
送電費	51,950	電気事業雑収益	11,235
変電費	27,247		
配電費	100,984		
販売費	36,390		
休止設備費	3,537		
一般管理費	68,549		
原子力廃止関連仮勘定償却費	4,605		
再エネ特措法納付金	72,238		
電源開発促進税	22,593		
事業税	10,357		
電力費振替勘定（貸方）	△ 828		
附帯事業営業費用	32,741	附帯事業営業収益	33,676
ＬＮＧ供給事業営業費用	29,319	ＬＮＧ供給事業営業収益	30,188
石炭販売事業営業費用	3,422	石炭販売事業営業収益	3,488
営業利益	(39,662)		
営業外費用	**27,658**	**営業外収益**	**19,380**
財務費用	22,037	財務収益	9,722
支払利息	21,860	受取配当金	8,563
社債発行費	177	受取利息	1,159
事業外費用	5,621	事業外収益	9,657
固定資産売却損	72	固定資産売却益	1,036
雑損失	5,549	雑収益	8,621
当期経常費用合計	**1,138,510**	**当期経常収益合計**	**1,169,894**
当期経常利益	**31,384**		
渇水準備金引当又は取崩し	△ **499**		
渇水準備引当金取崩し（貸方）	△ 499		
原子力発電工事償却準備金引当又は取崩し	**4,564**		
原子力発電工事償却準備金引当	4,564		
		特別利益	**2,743**
		関係会社株式売却益	2,743
税引前当期純利益	**30,062**		
法人税等	**9,037**		
法人税等	9,104		
法人税等調整額	△ 66		
当期純利益	**21,024**		

株主資本等変動計算書

（平成27年４月１日から
平成28年３月31日まで）

（単位：百万円）

	株主資本										評価・換算差額等	
	資本金	資本剰余金		利益剰余金					自己株式	株主資本合計	その他有価証券評価差額金	繰延ヘッジ損益
		資本準備金	その他資本剰余金	利益準備金	その他利益剰余金							
					海外投資等損失準備金	特定災害防止準備金	別途積立金	繰越利益剰余金				
当事業年度期首残高	185,527	16,676	51	46,381	15	56	152,000	45,625	△14,517	431,817	17,077	△ 169
当事業年度変動額												
海外投資等損失準備金の積立					0			△ 0		－		
海外投資等損失準備金の取崩					△ 2			2		－		
特定災害防止準備金の積立						0		△ 0		－		
別途積立金の積立							4,000	△ 4,000		－		
剰余金の配当								△18,132		△18,132		
当期純利益								21,024		21,024		
自己株式の取得									△ 235	△ 235		
自己株式の処分			△ 0						3	3		
株主資本以外の項目の当該事業年度変動額（純額）											△ 7,614	△ 278
当事業年度変動額合計	－	－	△ 0	－	△ 1	0	4,000	△ 1,106	△ 232	2,659	△ 7,614	△ 278
当事業年度末残高	185,527	16,676	51	46,381	13	57	156,000	44,518	△14,749	434,477	9,463	△ 448

（注）資本剰余金，利益剰余金，評価・換算差額等及び純資産の各合計欄は記載を省略している。

連結計算書類に係る会計監査人の監査報告

独立監査人の監査報告書

平成28年５月16日

中国電力株式会社
　取締役会　御中

有限責任　あずさ監査法人

指定有限責任社員 業務執行社員　公認会計士　小松原　浩　平　㊞
指定有限責任社員 業務執行社員　公認会計士　前　田　貴　史　㊞
指定有限責任社員 業務執行社員　公認会計士　福　田　真　也　㊞

当監査法人は，会社法第444条第４項の規定に基づき，中国電力株式会社の平成27年４月１日から平成28年３月31日までの連結会計年度の連結計算書類，すなわち，連結貸借対照表，連結損益計算書，連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

連結計算書類に対する経営者の責任

経営者の責任は，我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには，不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は，当監査法人が実施した監査に基づいて，独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。当監査法人は，我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は，当監査法人に連結計算書類に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために，監査計画を策定し，これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては，連結計算書類の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は，当監査法人の判断により，不正又は誤謬による連結計算書類の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は，内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが，当監査法人は，リスク評価の実施に際して，状況に応じた適切な監査手続を立案するために，連結計算書類の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また，監査には，経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結計算書類の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は，意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は，上記の連結計算書類が，我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して，中国電力株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には，公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

計算書類およびその附属明細書に係る会計監査人の監査報告

独立監査人の監査報告書

平成28年５月16日

中国電力株式会社
　取締役会　御中

有限責任　あずさ監査法人

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	小松原　浩　平	㊞
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	前　田　貴　史	㊞
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	福　田　真　也	㊞

当監査法人は，会社法第436条第２項第１号の規定に基づき，中国電力株式会社の平成27年４月１日から平成28年３月31日までの平成27年度の計算書類，すなわち，貸借対照表，損益計算書，株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。

計算書類等に対する経営者の責任

経営者の責任は，我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには，不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は，当監査法人が実施した監査に基づいて，独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は，我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は，当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために，監査計画を策定し，これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては，計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は，当監査法人の判断により，不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は，内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが，当監査法人は，リスク評価の実施に際して，状況に応じた適切な監査手続を立案するために，計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また，監査には，経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は，意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は，上記の計算書類及びその附属明細書が，我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して，当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には，公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

監査役会の監査報告

監　査　報　告　書

当監査役会は，平成27年度（平成27年４月１日から平成28年３月31日まで）における取締役の職務の執行に関して，各監査役が作成した監査報告書に基づき，審議の結果，監査役全員の一致した意見として，本監査報告書を作成し，以下のとおり報告いたします。

１．監査役および監査役会の監査の方法およびその内容

⑴　監査役会は，当該事業年度の監査の方針，職務の分担等を定め，各監査役から監査の実施状況および結果について報告を受けるほか，取締役等および会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け，必要に応じて説明を求めました。

⑵　各監査役は，監査役会が定めた監査役監査規程に準拠し，監査の方針，職務の分担等に従い，取締役，考査部門その他の使用人等と意思疎通を図り，情報の収集および監査の環境の整備に努めるとともに，以下の方法で監査を実施しました。

①　取締役会その他重要な会議に出席し，取締役および使用人等からその職務の執行状況について報告を受け，必要に応じて説明を求め，重要な決裁書類等を閲覧し，本店および主要な事業所において業務および財産の状況を調査いたしました。また，子会社については，子会社の取締役および監査役等と意思疎通および情報の交換を図り，必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。

②　事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制その他株式会社およびその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第１項および第３項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容および当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について，取締役および使用人等からその構築および運用の状況について定期的に報告を受け，必要により説明を求めました。

③　会計監査人が独立の立場を保持し，かつ，適正な監査を実施しているかを監視および検証するとともに，会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け，必要に応じて説明を求めました。また，会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け，必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき，当該事業年度に係る事業報告およびその附属明細書，連結計算書類（連結貸借対照表，連結損益計算書，連結株主資本等変動計算書および連結注記表）ならびに計算書類（貸借対照表，損益計算書，株主資本等変動計算書および個別注記表）およびその附属明細書について検討いたしました。

2．監査の結果

⑴　事業報告等の監査結果

①　事業報告およびその附属明細書は，法令および定款に従い，会社の状況を正しく示しているものと認めます。

②　取締役の職務の執行に関する不正の行為または法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。

③　内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また，当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容および取締役の職務の執行についても，指摘すべき事項は認められません。

⑵　連結計算書類の監査結果

会計監査人有限責任あずさ監査法人の監査の方法および結果は相当であると認めます。

⑶　計算書類およびその附属明細書の監査結果

会計監査人有限責任あずさ監査法人の監査の方法および結果は相当であると認めます。

平成28年５月17日

中国電力株式会社　監査役会

常任監査役(常勤)	井　上　一　男　㊞
監査役(常勤)	為　汲　一　彦　㊞
監査役(社外監査役)	渡　辺　一　秀　㊞
監査役(社外監査役)	佐　藤　正　夫　㊞
監査役(社外監査役)	野曽原　悦　子　㊞

以　上

株主総会参考書類

議案および参考事項

＜会社提案（第１号議案から第６号議案まで）＞

第１号議案から第６号議案までは，会社提案によるものであります。

第１号議案　剰余金の処分の件

剰余金の処分にあたっては，中長期的な設備投資計画や収支動向等も勘案し，１株につき50円の安定配当を継続するとともに，経営基盤の強化に活用し当社の持続的発展による企業価値の向上を通じて株主のみなさまに還元させていただきたいと考えております。

つきましては，配当金は，昨年11月，１株につき25円の中間配当をお支払いしておりますが，期末配当も次のとおり１株につき25円といたしたいと存じます。また，別途積立金は，経営基盤の強化に資するために次のとおり積み立てたいと存じます。

１．期末配当に関する事項

⑴　配当財産の種類

金銭

⑵　配当財産の割当に関する事項およびその総額

当社株式１株につき金25円　総額9,062,691,075円

⑶　期末配当が効力を生じる日

平成28年６月29日

２．その他の剰余金の処分に関する事項

⑴　増加する剰余金の項目およびその額

別途積立金　　2,500,000,000円

⑵　減少する剰余金の項目およびその額

繰越利益剰余金　　2,500,000,000円

第２号議案　定款一部変更の件

１．変更の理由

⑴　電力の小売全面自由化をはじめ当社を取り巻く経営環境が大きく変化する中，その変化に対してより一層柔軟かつ迅速に対応できる体制を構築することが必要であると考え，迅速・果断な意思決定を可能とするとともに，さらなる経営の透明性・公正性の向上および監督機能の強化を図ることができるよう，監査等委員会設置会社に移行することとし，これに伴い，監査等委員および監査等委員会に関する規定の新設，監査役および監査役会に関する規定の削除，ならびに重要な業務執行の決定の取締役への委任に関する規定の新設などを行うものであります。

⑵　取締役と執行役員の役割をより明確にするため，取締役および取締役会に関する規定の変更ならびに執行役員に関する規定の新設を行うものであります。

⑶　非業務執行取締役が期待される役割を十分に果たすことができるよう，責任限定契約の締結対象を変更するものであります。

なお，本変更に関する議案の提出につきましては，各監査役の同意を得ております。

⑷　その他，上記変更に伴う条数の変更，会社法にあわせた一部表現の変更および不要となった規定の削除などを行うものであります。

２．変更の内容

変更の内容は，次のとおりであります。

なお，本定款変更は，本総会終結の時をもって効力が発生するものといたします。

（下線は変更部分）

現　行　定　款	変　　更　　案
第１章　総　　則	**第１章　総　　則**
（機　　関）	（機　　関）
第４条　本会社は，株主総会および取締役のほか，次の機関をおく。	第４条　本会社は，株主総会および取締役のほか，次の機関をおく。
⑴　取締役会	⑴　取締役会
⑵　監査役	⑵　監査等委員会
⑶　監査役会	〈削　除〉
⑷　会計監査人	⑶　会計監査人

現　行　定　款	変　　更　　案
第２章　株　　式 （株主名簿管理人） 第11条　本会社は，株主名簿管理人をおく。 ２　株主名簿管理人およびその事務取扱場所は，取締役会の決議をもって定め，これを公告する。 ３　本会社の株主名簿および新株予約権原簿の作成ならびに備置きその他の株主名簿および新株予約権原簿に関する事務は，これを株主名簿管理人に取り扱わせる。	**第２章　株　　式** （株主名簿管理人） 第11条　〈第１項　現行どおり〉 ２　株主名簿管理人およびその事務取扱場所は，取締役会の決議または取締役会の決議による委任を受けた取締役の決定をもって定め，これを公告する。 〈第３項　現行どおり〉
（株主の氏名・住所等の届出） 第12条　株主・登録株式質権者またはその法定代理人は，その氏名・住所を本会社所定の株主名簿管理人に届け出るものとする。その変更があったときもまた同様とする。 ２　外国に居住する株主・登録株式質権者またはその法定代理人は，日本国内に仮住所または代理人を定めて，本会社所定の株主名簿管理人に届け出るものとする。その変更があったときもまた同様とする。 ３　第１項の規定は，前項の代理人に準用する。	〈削　除〉
（株式取扱規程） 第13条　本会社の株式に関する取扱いおよび手数料は，法令または定款のほか，取締役会の決議をもって定める株式取扱規程による。	（株式取扱規程） 第12条　本会社の株式に関する取扱いおよび手数料は，法令または定款のほか，取締役会または取締役会の決議による委任を受けた取締役が定める株式取扱規程による。
第３章　株主総会 第14条～第20条　〈省　略〉	**第３章　株主総会** 第13条～第19条　〈現行どおり〉

現　行　定　款	変　　更　　案
第４章　取締役および取締役会	**第４章　取締役および取締役会**
（定　　員） 第21条　本会社の取締役は，15名以内とする。	（定　　員） 第20条　〈第１項　現行どおり〉
〈新　設〉	2　前項の取締役のうち，監査等委員である取締役は，４名以内とする。
（選　　任） 第22条　取締役は，株主総会において選任する。	（選　　任） 第21条　取締役は，監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して，株主総会において選任する。
2　取締役の選任決議は，議決権を行使することができる株主の議決権の３分の１以上を有する株主が出席し，その議決権の過半数をもって行う。	〈第２項　現行どおり〉
3　前項の決議は，累積投票によらないものとする。	〈第３項　現行どおり〉
（任　　期） 第23条　取締役の任期は，選任後１年以内に終了する事業年度に関する定時株主総会終結の時までとする。	（任　　期） 第22条　取締役（監査等委員である取締役を除く。）の任期は，選任後１年以内に終了する事業年度に関する定時株主総会終結の時までとする。
〈新　設〉	2　監査等委員である取締役の任期は，選任後２年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。
（取締役会の構成および招集） 第24条　取締役会は，取締役をもって構成する。	（取締役会の招集） 第23条　〈第１項　削　除〉
2　取締役会は，会長がこれを招集する。会長に事故があるときは，あらかじめ取締役会の決議をもって定めた順序により，他の取締役がこれを招集する。	取締役会は，会長がこれを招集する。会長に事故があるときは，あらかじめ取締役会の決議をもって定めた順序により，他の取締役がこれを招集する。

現　行　定　款	変　　更　　案
3　取締役会の招集通知は，各取締役および各監査役に対し会日の2日前までに発するものとする。 4　取締役会は，取締役および監査役の全員の同意があるときは，招集手続を経ないでこれを開くことができる。	2　取締役会の招集通知は，各取締役に対し会日の3日前までに発するものとする。ただし，緊急を要するときは，この期間を短縮することができる。 3　取締役会は，取締役全員の同意があるときは，招集手続を経ないでこれを開くことができる。
第25条　〈省　略〉	第24条　〈現行どおり〉
〈新　設〉	（業務執行の決定の委任） 第25条　本会社は，会社法第399条の13第6項の規定により，取締役会の決議により，重要な業務執行（同条第5項各号に掲げる事項を除く。）の決定の全部または一部を取締役に委任することができる。
（取締役会の権限） 第26条　取締役会は，本会社の重要な業務執行を決定し，取締役の職務の執行を監督する。	〈削　除〉
（取締役会の決議方法） 第27条　取締役会の決議は，取締役の過半数が出席し，その出席取締役の過半数をもって行う。	（取締役会の決議方法） 第26条　取締役会の決議は，議決に加わることができる取締役の過半数が出席し，その過半数をもって行う。
第28条　〈省　略〉	第27条　〈現行どおり〉
（取締役会の議事録） 第29条　取締役会における議事の経過の要領およびその結果ならびにその他法令に定める事項は，これを議事録に記載または記録し，出席した取締役および監査役がこれに記名押印または電子署名する。	（取締役会の議事録） 第28条　取締役会における議事の経過の要領およびその結果ならびにその他法令に定める事項は，これを議事録に記載または記録し，出席した取締役がこれに記名押印または電子署名する。

現　行　定　款	変　　更　　案
（役付取締役および代表取締役） 第30条　取締役会の決議により，会長および社長各１名をおき，また，副社長および常務取締役各若干名をおくことができる。 ２　会長，社長および副社長は，各自本会社を代表する。 ３　前項のほか，必要に応じ，取締役会の決議により，常務取締役の中から，本会社を代表する取締役を選定することができる。	（役付取締役および代表取締役） 第29条　取締役会の決議により，取締役の中から会長を選定する。 ２　会長は，代表取締役とする。 ３　前項のほか，取締役会の決議により，取締役の中から代表取締役を選定することができる。
（役付取締役の業務執行） 第31条　会長は，取締役会の決議に従い，取締役の業務執行を監督し，本会社の業務全般を総理する。 ２　社長は，取締役会の決議に従い，本会社の業務執行を統括する。 ３　副社長および常務取締役は，社長を補佐し本会社の業務を執行する。 ４　会長または社長に事故があるときは，あらかじめ取締役会の決議をもって定めた順序により，他の代表取締役がその職務を代行する。	〈削　除〉
（報 酬 等） 第32条　取締役の報酬，賞与その他の職務執行の対価として本会社から受ける財産上の利益（以下「報酬等」という。）は，株主総会において定める。	（報 酬 等） 第30条　取締役の報酬，賞与その他の職務執行の対価として本会社から受ける財産上の利益は，監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して，株主総会において定める。
（取締役の責任免除） 第33条　本会社は，会社法第426条第１項の規定により，取締役会の決議をもって，同法第423条第１項の取締役（取締役であった者を含む。）の責任を法令の限度において免除することができる。	（取締役の責任免除） 第31条　〈第１項　現行どおり〉

現　行　定　款	変　　更　　案
2　本会社は，会社法第427条第１項の規定により，社外取締役との間に，同法第423条第１項の責任を限定する契約を締結することができる。ただし，当該契約に基づく責任の限度額は，法令に定める額とする。	2　本会社は，会社法第427条第１項の規定により，取締役（業務執行取締役等であるものを除く。）との間に，同法第423条第１項の責任を限定する契約を締結することができる。ただし，当該契約に基づく責任の限度額は，法令に定める額とする。
〈新　設〉 〈新　設〉	**第５章　監査等委員会** （監査等委員会の招集） 第32条　監査等委員会の招集通知は，各監査等委員に対し会日の３日前までに発するものとする。ただし，緊急を要するときは，この期間を短縮することができる。 ２　監査等委員会は，監査等委員全員の同意があるときは，招集手続を経ないでこれを開くことができる。
〈新　設〉	（監査等委員会の決議方法） 第33条　監査等委員会の決議は，議決に加わることができる監査等委員の過半数が出席し，その過半数をもって行う。
〈新　設〉	（監査等委員会の議事録） 第34条　監査等委員会における議事の経過の要領およびその結果ならびにその他法令に定める事項は，これを議事録に記載または記録し，出席した監査等委員がこれに記名押印または電子署名する。
〈新　設〉	（常勤の監査等委員） 第35条　監査等委員会は，その決議により，常勤の監査等委員を選定することができる。

現　行　定　款	変　　更　　案
第５章　監査役および監査役会 （定　　員） 第34条　本会社の監査役は，７名以内とする。	**〈削　除〉** 〈削　除〉
（選　　任） 第35条　監査役は，株主総会において選任する。 ２　監査役の選任決議は，議決権を行使することができる株主の議決権の３分の１以上を有する株主が出席し，その議決権の過半数をもって行う。	〈削　除〉
（任　　期） 第36条　監査役の任期は，選任後４年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。 ２　任期の満了前に退任した監査役の補欠のため選任された監査役の任期は，前任者の残任期間と同一とする。	〈削　除〉
（監査役会の構成および招集） 第37条　監査役会は，監査役をもって構成する。 ２　監査役会の招集通知は，各監査役に対し会日の２日前までに発するものとする。 ３　監査役会は，監査役全員の同意があるときは，招集手続を経ないでこれを開くことができる。	〈削　除〉
（監査役会の決議方法） 第38条　監査役会の決議は，監査役の過半数をもって行う。	〈削　除〉

現　行　定　款	変　　更　　案
（監査役会の議事録） 第39条　監査役会における議事の経過の要領およびその結果ならびにその他法令に定める事項は，これを議事録に記載または記録し，出席した監査役がこれに記名押印または電子署名する。	〈削　除〉
（常勤監査役および常任監査役） 第40条　監査役会の決議により，常勤の監査役を選定する。 ２　監査役の互選により，常任監査役若干名をおくことができる。	〈削　除〉
（報 酬 等） 第41条　監査役の報酬等は，株主総会において定める。	〈削　除〉
（監査役の責任免除） 第42条　本会社は，会社法第426条第１項の規定により，取締役会の決議をもって，同法第423条第１項の監査役（監査役であった者を含む。）の責任を法令の限度において免除することができる。 ２　本会社は，会社法第427条第１項の規定により，社外監査役との間に，同法第423条第１項の責任を限定する契約を締結することができる。ただし，当該契約に基づく責任の限度額は，法令に定める額とする。	〈削　除〉
〈新　設〉 〈新　設〉	**第６章　執行役員** （選任および役付執行役員） 第36条　本会社は，取締役会の決議により執行役員を選任し，本会社の業務を分担して執行させる。

現　行　定　款	変　　更　　案
〈新　設〉	2　取締役会は，その決議により，執行役員の中から社長を選定し，また，副社長，常務その他の役付執行役員を選定することができる。 3　社長は，代表取締役を兼務する。
〈新　設〉	（社長の職務） 第37条　社長は，取締役会の決議に従い，本会社の業務執行を統括する。 2　社長に事故があるときは，あらかじめ取締役会の決議をもって定めた順序により，他の役付執行役員がその職務を代行する。
第6章　計　　算 第43条～第46条　〈省　略〉	**第7章　計　　算** 第38条～第41条　〈現行どおり〉
〈新　設〉	**附　　則** （監査役の責任免除に関する経過措置） 1　本会社は，第92回定時株主総会終結前の監査役（監査役であった者を含む。）の行為に関し，会社法第426条第１項の規定により，取締役会の決議をもって，同法第423条第１項の責任を法令の限度において免除することができる。 2　第92回定時株主総会終結前の社外監査役（社外監査役であった者を含む。）の行為に関する会社法第423条第１項の責任を限定する契約については，なお同定時株主総会の決議による変更前の定款第42条第２項の定めるところによる。

第３号議案　取締役（監査等委員である取締役を除く。）11名選任の件

当社は，第２号議案「定款一部変更の件」の承認可決を条件として，監査等委員会設置会社へ移行いたします。つきましては，取締役全員（15名）は，本総会終結の時をもって任期満了となりますので，監査等委員である取締役を除く取締役11名の選任をお願いするものであります。

監査等委員である取締役を除く取締役候補者は，次のとおりであります。

候補者番号	氏名（生年月日）	略歴および地位・担当［重要な兼職の状況］	所有する当社株式の数
1	かりた　ともひで 苅田　知英 （昭和23年８月17日生）	昭和47年４月　当社入社 平成17年６月　当社取締役経営企画部門部長（経営計画） 平成18年６月　当社常務取締役経営企画部門長 平成19年２月　当社常務取締役経営企画部門長， 企業再生プロジェクト長 平成20年２月　当社常務取締役経営企画部門長 平成20年６月　当社常務取締役グループ経営推進部門長 平成22年６月　当社取締役副社長人材育成担当，考査部門長， 原子力強化プロジェクト長 平成23年６月　当社取締役社長上関原子力立地プロジェクト長 平成25年６月　当社取締役社長 平成28年４月　当社取締役会長 現在に至る	31,725株
	【取締役候補者とした理由】 取締役社長として卓越したリーダーシップを発揮し，的確に経営課題に取り組みました。平成28年４月からは取締役会長として経営の監督を的確に遂行しており，これまで培った電気事業の経営全般に関する知見を活かし，今後のさらなる企業価値向上への貢献が期待できることから候補者としております。		

候補者番号	氏名（生年月日）	略歴および地位・担当〔重要な兼職の状況〕	所有する当社株式の数
2	清水（しみず） 希茂（まれしげ） （昭和27年２月19日生）	昭和49年４月　当社入社 平成21年６月　当社常務取締役電源事業本部副本部長，電源事業本部島根原子力本部長 平成23年６月　当社取締役副社長コンプライアンス推進部門長，エネルギア総合研究所長 平成24年６月　当社取締役副社長人材育成担当，考査部門長，原子力強化プロジェクト長 平成25年６月　当社取締役副社長電源事業本部長 平成28年４月　当社取締役社長 現在に至る	22,800株
	【取締役候補者とした理由】 電源事業本部長等を歴任しており，業務全般に精通し，電気事業の経営全般に関する知見を有しております。平成28年４月からは取締役社長として電力の小売全面自由化等の経営課題に主導的に取り組んでおります。強いリーダーシップと柔軟な発想を持った経営のかじ取りが期待できることから候補者としております。		
3	迫谷（さこたに） 章（あきら） （昭和26年10月10日生）	昭和52年４月　当社入社 平成23年６月　当社常務取締役広報・環境部門長 平成24年６月　当社常務取締役電源事業本部副本部長，管財部門長 平成25年６月　当社常務取締役電源事業本部副本部長，上関原子力立地プロジェクト長 平成27年６月　当社取締役副社長電源事業本部副本部長，上関原子力立地プロジェクト長 平成28年４月　当社取締役副社長電源事業本部長，上関原子力立地プロジェクト長 現在に至る	9,600株
	【取締役候補者とした理由】 電源事業本部を基軸に，取締役就任後は広報・環境部門長，管財部門長を歴任し，上関原子力発電所建設に係る対外的な折衝等に手腕を発揮いたしました。幅広い視野と的確な判断力，経営全般に関する豊富な知見・経験を活かし，今後のさらなる企業価値向上への貢献が期待できることから候補者としております。		

候補者番号	氏名（生年月日）	略歴および地位・担当〔重要な兼職の状況〕	所有する当社株式の数
4	わたなべ　のぶお 渡部　伸夫 （昭和29年10月31日生）	昭和52年４月　当社入社 平成23年６月　当社常務取締役グループ経営推進部門長 平成25年６月　当社常務取締役電源事業本部副本部長，電源事業本部島根原子力本部副本部長，島根支社長 平成27年６月　当社取締役副社長人材育成担当，考査部門長，原子力強化プロジェクト長 現在に至る	9,800株
	【取締役候補者とした理由】 幅広い業務経験と経営全般に関する知見を活かし，不適切事象の再発防止策の確認・評価，原子力安全文化の醸成に取り組んでまいりました。厳しさを増す経営環境の中において，冷静沈着な人柄とこれまで培った人的ネットワークをもとにさらなる企業価値向上への貢献が期待できることから候補者としております。		
5	おがわ　もりよし 小川　司徳 （昭和29年８月25日生）	昭和53年４月　当社入社 平成22年６月　当社上席執行役員人材活性化部門長 平成24年６月　当社常務取締役人材活性化部門長 現在に至る	10,100株
	【取締役候補者とした理由】 人材活性化部門長として，多様な人材が能力を発揮し得る人事労務制度の今日的な見直しに取り組んでまいりました。経営全般に関する豊富な知見・経験，的確な判断力と強い実行力を活かし，今後のさらなる企業価値向上への貢献が期待できることから候補者としております。		
6	ふるばやし　ゆきお 古林　行雄 （昭和28年３月９日生）	昭和52年４月　当社入社 平成23年６月　当社常務取締役電源事業本部副本部長，電源事業本部島根原子力本部長 現在に至る	12,418株
	【取締役候補者とした理由】 島根原子力本部長として，原子力発電所の再稼働に向けた新規制基準適合性審査対応等においてリーダーシップを発揮しております。誠実な人柄と持ち前の粘り強さにより地域のみなさまとの信頼関係を構築しており，的確な業務運営が期待できることから候補者としております。		

<table>
<tr><th>候補者番号</th><th>氏名
（生年月日）</th><th>略歴および地位・担当
〔重要な兼職の状況〕</th><th>所有する当社株式の数</th></tr>
<tr><td rowspan="2">7</td><td>まつむら　ひでお
松村　秀雄
（昭和30年９月９日生）</td><td>昭和53年４月　当社入社
平成20年６月　当社執行役員コンプライアンス推進部門部長（総務）
平成24年６月　当社常務取締役コンプライアンス推進部門長
平成26年６月　当社常務取締役コンプライアンス推進部門長，管財部門長
現在に至る</td><td>8,400株</td></tr>
<tr><td colspan="3">【取締役候補者とした理由】
コンプライアンス最優先の経営の実現に向け主導的な役割を果たしており，不適切事象を踏まえたグループ大での内部統制の充実・強化に取り組んでまいりました。大局的視点での判断力に優れており，豊富な業務経験・知見を活かした的確な業務運営が期待できることから候補者としております。</td></tr>
<tr><td rowspan="2">8</td><td>ひらの　まさき
平野　正樹
（昭和28年４月23日生）</td><td>平成18年１月　経済産業省通商政策局通商交渉官
平成18年７月　同　退官
平成18年７月　電気保安協会全国連絡会議専務理事
平成21年６月　同　退職
平成21年６月　当社執行役員経営企画部門部長（電源調達）
平成23年６月　当社上席執行役員経営企画部門部長（設備・技術）
平成24年６月　当社上席執行役員環境部門長
兼．エネルギア総合研究所長
平成25年６月　当社常務取締役環境部門長，情報通信部門長，エネルギア総合研究所長
平成27年６月　当社常務取締役国際事業部門長，環境部門長，エネルギア総合研究所長
現在に至る</td><td>5,900株</td></tr>
<tr><td colspan="3">【取締役候補者とした理由】
環境部門長として中国電力グループ環境行動計画を策定したほか，国際事業部門長として，海外事業の展開など新たな分野における取り組みに成果をあげてきました。優れた先見性や論理的考察力を活かした的確な業務運営が期待できることから候補者としております。</td></tr>
</table>

候補者番号	氏名（生年月日）	略歴および地位・担当〔重要な兼職の状況〕	所有する当社株式の数
9	もりまえ　しげひこ 森前　茂彦 （昭和29年７月24日生）	昭和53年４月　当社入社 平成23年６月　当社執行役員鳥取支社長 平成24年２月　当社執行役員鳥取支社長 兼．電源事業本部島根原子力本部副本部長 平成25年６月　当社常務取締役グループ経営推進部門長 平成26年６月　当社常務取締役経営企画部門長，広報部門長 現在に至る	7,300株
	【取締役候補者とした理由】 経営全般に幅広く経験を積んでおり，経営企画部門長として，企業理念の見直しおよび中国電力グループ経営ビジョンの策定を行いました。厳しさを増す経営環境の中において，緻密な分析力や判断力を活かした的確な業務運営が期待できることから候補者としております。		
10	まつおか　ひでお 松岡　秀夫 （昭和30年９月30日生）	昭和54年４月　当社入社 平成22年６月　当社執行役員流通事業本部副本部長 兼．部長（総括） 平成24年６月　当社執行役員流通事業本部副本部長 平成26年６月　当社常務取締役流通事業本部長 平成27年６月　当社常務取締役流通事業本部長，情報通信部門長 現在に至る	4,600株
	【取締役候補者とした理由】 広域機関ルールの策定，託送料金の見直し等に係る全国大での調整に主導的な役割を果たし，また，流通事業本部長として安定した需給運用を行いました。優れた洞察力や論理的考察力を活かした的確な業務運営が期待できることから候補者としております。		

候補者番号	氏名（生年月日）	略歴および地位・担当〔重要な兼職の状況〕	所有する当社株式の数
11	いわさき　あきまさ 岩崎　昭正 （昭和31年３月21日生）	昭和54年４月　当社入社 平成23年６月　当社執行役員電源事業本部島根原子力本部島根原子力発電所長 平成24年６月　当社執行役員電源事業本部島根原子力本部島根原子力発電所長 兼．電源事業本部島根原子力本部島根原子力建設所長 平成26年６月　当社執行役員電源事業本部部長（原子力管理） 平成27年６月　当社常務取締役電源事業本部部長（原子力管理） 現在に至る	5,600株
	【取締役候補者とした理由】 原子力部門のエキスパートとして，原子力発電所の再稼働に向けた新規制基準適合性審査対応等に取り組んでまいりました。豊富な現場経験の中で培った優れた判断力や実行力を活かした的確な業務運営が期待できることから候補者としております。		

（注）１．各候補者と当社との間に特別の利害関係はありません。
２．松村秀雄氏は，平成28年６月28日開催予定の㈱中電工の定時株主総会の承認をもって，同社社外監査役に就任する予定であります。

第４号議案　監査等委員である取締役４名選任の件

当社は，第２号議案「定款一部変更の件」の承認可決を条件として，監査等委員会設置会社へ移行いたします。つきましては，監査等委員である取締役４名の選任をお願いするものであります。

なお，本議案の提出につきましては，監査役会の同意を得ております。

監査等委員である取締役候補者は，次のとおりであります。

候補者番号	氏名（生年月日）	略歴および地位・担当〔重要な兼職の状況〕	所有する当社株式の数
1	畝川（せがわ）　寛（ひろし） （昭和30年３月６日生） **新任**	昭和53年４月　当社入社 平成21年６月　当社執行役員情報通信部門部長（事業企画） 平成24年１月　当社退職 平成24年１月　中国企業㈱取締役社長 平成26年６月　同　退任 平成26年６月　当社常務取締役グループ経営推進部門長 現在に至る	4,302株
	【取締役候補者とした理由】 グループ経営推進部門長として，グループ全体の経営基盤の強化に成果をあげてきたほか，経理，資材の業務品質向上等に取り組んでまいりました。業務全般に関する深い知見と緻密な分析力を活かした公正・的確な監査・監督が期待できることから候補者としております。		

<table>
<tr><th>候補者番号</th><th>氏名
（生年月日）</th><th>略歴および地位・担当
〔重要な兼職の状況〕</th><th>所有する当社株式の数</th></tr>
<tr><td rowspan="2">2</td><td>田村（たむら）　浩章（ひろあき）
（昭和18年８月24日生）
新任
社外取締役
独立役員</td><td>平成17年６月　宇部興産㈱代表取締役社長，社長執行役員グループＣＥＯ
平成22年４月　宇部興産㈱取締役会長
平成25年５月　山口県経営者協会会長
現在に至る
平成25年６月　当社社外取締役
現在に至る
平成25年６月　㈱山口フィナンシャルグループ社外取締役
現在に至る
平成26年６月　宇部興産㈱相談役
現在に至る
〔重要な兼職の状況〕
山口県経営者協会会長
㈱山口フィナンシャルグループ社外取締役</td><td>3,100株</td></tr>
<tr><td colspan="3">【社外取締役候補者とした理由】
宇部興産㈱をはじめとする社外での豊富な経営経験を活かし，取締役会において有益なご意見をいただいており，経営の監督に重要な役割を果たしております。今後，経営の監査・監督を公正・的確に遂行していくことを期待し候補者としております。</td></tr>
</table>

候補者番号	氏名（生年月日）	略歴および地位・担当〔重要な兼職の状況〕	所有する当社株式の数
3	うちやまだ　　くにお 内山田　　邦夫 （昭和26年１月８日生） **新任** **社外取締役** **独立役員**	平成14年８月　警察庁首席監察官 平成15年６月　広島県警察本部長 平成18年１月　関東管区警察局長 平成19年２月　警察大学校長 平成20年３月　警察庁退官 平成20年４月　㈱神戸製鋼所常任顧問 平成27年６月　栄研化学㈱社外取締役 現在に至る 平成28年４月　㈱神戸製鋼所顧問 現在に至る 〔重要な兼職の状況〕 栄研化学㈱社外取締役	0株
	【社外取締役候補者とした理由】 社外での豊富な経験およびリスク管理等に関する専門的な識見を活かした公正・的確な監査・監督が期待できることから候補者としております。 なお，内山田邦夫氏は，これまで社外取締役となること以外の方法で会社の経営に関与したことはありませんが，上記の理由により社外取締役としての職務を適切に遂行することができると判断したものであります。		

候補者番号	氏名（生年月日）	略歴および地位・担当〔重要な兼職の状況〕	所有する当社株式の数
4	のそはら　えつこ 野曽原　悦子 （昭和33年10月24日生） 新任 社外取締役 独立役員	昭和62年４月　広島弁護士会登録 現在に至る 平成24年６月　当社社外監査役 現在に至る	0株
	【社外取締役候補者とした理由】 弁護士としての豊富な経験と実績を活かし，客観的で公正・中立な立場から的確な監査をしているほか，専門的な立場から業務執行に対する有益なご意見をいただいております。今後も経営の監査・監督を公正・的確に遂行していくことを期待し，候補者としております。 なお，野曽原悦子氏は，これまで社外監査役となること以外の方法で会社の経営に関与したことはありませんが，上記の理由により社外取締役としての職務を適切に遂行することができると判断したものであります。		

（注）１．各候補者と当社との間に特別の利害関係はありません。

２．社外取締役候補者に関する事項

⑴　田村浩章，内山田邦夫，野曽原悦子の３氏は社外取締役候補者であります。

⑵　田村浩章氏は，現在，当社の社外取締役であり，社外取締役としての在任期間は，本総会終結の時をもって３年であります。

⑶　野曽原悦子氏は，現在，当社の社外監査役であり，社外監査役としての在任期間は，本総会終結の時をもって４年であります。

⑷　田村浩章，野曽原悦子の両氏につきましては，㈱東京証券取引所に対し，独立役員として届け出ております。
また，内山田邦夫氏につきましては，㈱東京証券取引所に対し，独立役員として届け出ることとしております。

⑸　その他特記すべき事項はありません。

３．当社は，田村浩章，野曽原悦子の両氏との間で，会社法第423条第１項の責任を限定する契約を締結しており，当該契約に基づく責任の限度額は，法令に定める額としております。
また，当社は，本総会において畝川寛，田村浩章，内山田邦夫，野曽原悦子の４氏の選任が承認可決された場合，４氏との間で，会社法第423条第１項の責任を限定する契約を継続または締結する予定であり，当該契約に基づく責任の限度額は，法令に定める額といたします。

４．畝川寛氏は，平成28年６月24日開催予定の広島ガス㈱の定時株主総会の承認をもって，同社社外取締役に就任する予定であります。

第５号議案　取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬額設定の件

当社の取締役の報酬額は，平成20年６月27日開催の第84回定時株主総会において月額5,500万円以内（うち社外取締役に対して月額200万円以内）とご承認いただき，現在に至っておりますが，当社は，第２号議案「定款一部変更の件」の承認可決を条件として，監査等委員会設置会社へ移行いたします。つきましては，現在の取締役の報酬額の定めを廃止し，移行後の取締役の員数等を考慮して，監査等委員である取締役を除く取締役の報酬額を，月額4,500万円以内に定めることとさせていただきたいと存じます。

また，取締役の業績に対する責任の明確化と業績向上へのインセンティブ付与のため，平成20年６月27日開催の第84回定時株主総会において，上記の月額報酬とは別に，年額１億4,000万円以内で取締役に賞与を支給できることをご承認いただき，現在に至っておりますが，監査等委員会設置会社への移行に伴い，上記の月額報酬とは別に年額１億2,000万円以内で監査等委員である取締役を除く取締役に賞与を支給できることとし，その範囲内で，会社業績に応じた具体的金額を取締役会で決定させていただきたいと存じます。

なお，監査等委員である取締役を除く取締役の報酬額および賞与額には，従来どおり使用人兼務取締役の使用人分給与は含まないものといたします。

現在の取締役の員数は15名でありますが，第２号議案および第３号議案が原案のとおり承認可決されますと，監査等委員である取締役を除く取締役の員数は11名となります。

第６号議案　監査等委員である取締役の報酬額設定の件

当社は，第２号議案「定款一部変更の件」の承認可決を条件として，監査等委員会設置会社へ移行いたします。つきましては，監査等委員である取締役の職務と責任および員数等を考慮して，監査等委員である取締役の報酬額を，月額1,000万円以内に定めることとさせていただきたいと存じます。

第２号議案および第４号議案が原案のとおり承認可決されますと，監査等委員である取締役の員数は４名（うち社外取締役３名）となります。

＜株主提案（第７号議案から第12号議案まで）＞

第７号議案から第12号議案までは，株主（96名）からのご提案によるものであります。
なお，提案株主の議決権の数は，723個であります。

第７号議案　定款一部変更の件（１）

原発事故時避難者受け入れ自治体との安全協定を結ぶ

▼提案の内容

定款に，第８章として，「原発事故時避難者受け入れ自治体との安全協定を結ぶ」を追加する。

第８章　原発事故時避難者受け入れ自治体との安全協定を結ぶ

第４７条　本協定は，「中国電力企業倫理綱領」に沿って誠実履行し，関係する自治体との間で取り決めるものである。

第４８条　「原発避難計画」は，国・自治体に任せるのではなく事故発生元である責任事業者が負うものである。

第４９条　原発事故時には，当該県が策定した避難受け入れ先の自治体と，原発を運転する可否について意見を聞き，安全協定を締結する。

第５０条　避難受け入れ自治体によって，原発の運転を拒否された場合は，原発を稼働することはできない。

▼提案の理由

２０１１年３月東日本大震災による東電福島第一原発の未曾有の事故では，事故時の避難対策がないがしろにされてきたことが明らかになった。

島根県は島根原発事故による３０ｋｍ圏内住民の避難計画を，２０１２年１１月策定し，広島県，岡山県の両県に対して避難受け入れの協力を求めている。これは島根県と隣県の岡山，広島県とにまたがる広域避難協定になっている。

原発震災が起これば，岡山県，広島県は避難受け入れ先になるよりは，避難をするはめになることも十分に予想される。

当社が定めた企業倫理綱領には，企業行動規範として「地域社会発展への貢献」として「地域の皆さまの理解・協力がなければ事業を運営できないものであることを認識し，地域社会に貢献する」など公益的課題の達成を掲げている。

よって，当社は，地域住民の安全を深く考慮して，避難者を受け入れる自治体と原発を運転する可否についての意見を聞き，安全協定を締結することにする。

○取締役会の意見

取締役会としては，本議案に反対いたします。

当社は，島根原子力発電所について，新規制基準への適合はもちろんのこと，さらなる安全性を不断に追求することで，事故を起こすことがないよう安全確保に万全を期しております。

そのうえで，原子力防災につきましては，原子力災害対策特別措置法に基づく原子力事業者防災業務計画を作成しており，この中で関係自治体からの要請に応じて，防災上必要な要員の派遣および防災資機材の提供等について，適切に対応することとしております。

さらに，現在，内閣府が主催する島根地域原子力防災協議会において，広域避難計画の実効性向上に向けた協議・検討が行われているところであり，当社といたしましては，こうした場などでの関係自治体等からのご要望等に対し，真摯に対応してまいります。

したがって，ご提案のような事項を定款に規定する必要はないと考えます。

第８号議案　定款一部変更の件（２）

原子力発電からの完全撤退

▼提案の内容

定款に，第９章として，「原子力発電からの完全撤退」を追加する。

第９章　原子力発電からの完全撤退

第５１条　島根原子力発電所の運転は行わず，廃止する。

第５２条　上関原子力発電所の建設を行わない。

第５３条　原子力発電所の新増設を一切行わない。

第５４条　使用済み核燃料の再処理は行わず，本会社の責任において保管管理する。

▼提案の理由

国内約１万５０００トンの使用済み核燃料を搬出先とする再処理工場が動かないために，各原発の貯蔵プールが限界を迎えようとしている。将来像が不明のままの核燃料サイクルの現状がある。また，再処理で生じた高レベル放射性廃棄物の処分場は全く見通しがたっていない。

廃炉作業に２０～３０年を要するとしているが，廃炉専門家の養成と作業員の確保，一基あたり３５０億円～８００億円以上の経費など，全て次世代に課題を引き継ぐことになる。

事故を起こせば福島第一原発事故のように，膨大な費用と困難を極める処理作業の年数の目途もたたない。

新規制基準が安全を保障するものではない。国会事故調査委員会の「無知と慢心，世界の潮流を無視し，国民の安全ではなく組織の利益を最優先した」との指摘は，東京電力だけと受け止めてはならない。

原発は人道に反するもの，企業倫理として，将来世代に重大なリスクを遺す原子力発電からは完全に撤退すべきである。

○取締役会の意見

取締役会としては，本議案に反対いたします。

資源の乏しいわが国において，将来にわたり電力を安定的かつ低廉にお届けしていくためには，特定のエネルギー源に過度に依存することなく，各種電源の特徴を活かしながらバランスよく活用することが重要であります。

原子力は，安全の確保を大前提に，供給安定性，経済性，環境保全の観点から重要な役割を担うベースロード電源と位置付けられており，当社としては，島根・上関の両地点において，新たな知見にも適切に対応しながら安全確保に万全を期し，みなさまに安心していただける発電所となるよう引き続き取り組んでまいります。

また，原子燃料サイクルにつきましては，国のエネルギー基本計画において，エネルギー資源の有効活用などの観点から，これを推進する基本方針が示されており，当社としても，この方針に基づき取り組んでまいります。

高レベル放射性廃棄物の最終処分につきましても，昨年，国が前面に立って取り組む方針が明確にされておりますが，廃棄物の発生者である当社としても，国や関係機関等と連携しながら，一層の理解活動に取り組んでまいります。

したがって，ご提案のような事項を定款に規定する必要はないと考えます。

第９号議案　定款一部変更の件（３）

原発の再稼働は行わない

▼提案の内容

定款に，第１０章として，「原発の再稼働は行わない」を追加する。

第１０章　原発の再稼働は行わない

第５５条　島根原子力発電所２号機の再稼働は行わず，原子力規制委員会への適合性審査申請は取り下げる。

第５６条　新規建設中にある，島根原子力発電所３号機の稼働は行わない。

▼提案の理由

当社は，２００６年土用ダムデータ改ざん，２０１０年島根原発点検漏れなど一連の不適切事案を二度と繰り返さないと約束したが，昨年新たに低レベル放射性廃棄物の処理をめぐる虚偽記録事件が発覚した。もう原発を運転する資格はない。

こうした中での島根原発の再稼働については，全国唯一の県庁所在地に立地し，いざという時の実効性ある避難計画がされていない現状にある。立地自治体の松江市民をはじめ，３０ｋｍ

圏内に居住する多くの住民が反対の意志を表明している。

九州地方を中心に全国的な地震活動が活発化する中で，島根原発の近傍には活断層である宍道断層が存在している。当社は，これまでこの活断層について，当初はその存在すら否定していた。しかし学者・研究者からの度重なる指摘を受け，現時点ではその長さを２５ｋｍまで認めているが，５０ｋｍ超えるとの指摘もある。

住民の命と財産・生活を重視するために，原発の運転は，取りやめるのです。

○取締役会の意見

取締役会としては，本議案に反対いたします。

当社としては，原子力は安全の確保を大前提に，供給安定性，経済性，環境保全の観点から重要な役割を担うベースロード電源として，今後も一定の比率で活用していくことが必要と考えています。

島根原子力発電所２号機につきましては，原子力規制委員会における新規制基準への適合性審査が進められており，これに総力をあげて対応してまいります。また，島根原子力発電所３号機についても，申請に向けて準備を進めてまいります。引き続き安全性を一層高める取り組みを積み重ね，地域のみなさまのご理解を得ながら再稼働・運転開始に向けて最大限取り組んでまいります。

なお，宍道断層の評価長さは，その時点における耐震指針や最新の知見・技術動向およびそれらを踏まえた地質調査結果を総合的に評価したものであり，その都度，国による審査も受けております。このたびの評価は，新規制基準の趣旨である発電所の安全性に万全を期す観点から見直したものであります。

したがって，ご提案のような事項を定款に規定する必要はないと考えます。

第10号議案　定款一部変更の件（４）

出資の停止

▼提案の内容

定款に，第１１章として，「出資の停止」を追加する。

第１１章　出資の停止

第５７条　本会社は，再処理を行わないため経営破たんの可能性の高い次の事業者への出資を行わない。

１．日本原燃株式会社

２．日本原子力発電株式会社

▼提案の理由

日本原燃は，使用済み核燃料を再処理して，取り出したプルトニウムを再利用する核燃料サイクルを進めるための国策会社である。当社は主要株主の６位に位置し，５．３１％の株式を保有している。かなめである六ヶ所再処理工場は着工から２２年が経ち，２兆円以上の費用をかけながらも完成していない。またトラブル続きで２２回も操業が延期し，そのめどすら立っていない。

核燃料サイクルのもうひとつの事業である高速増殖炉「もんじゅ」は，約１兆１７００億円もの大金を注ぎ込みながら破綻が起きている。再処理も高速増殖炉の運転も不可能なのが現実である。

日本原子力発電は，まったく発電していないにも関わらず，当社は８位に位置する主要株主として支援を行っている。

当社は本年１月に示した経営ビジョンで，「毀損した収支・財務の改善を進める…」と定めた。

財務悪化抑制のため，毀損している両社への出資から手を引き，健全な経営にすることである。

○取締役会の意見

取締役会としては，本議案に反対いたします。

国のエネルギー基本計画においては，エネルギー資源の有効活用などの観点から，原子燃料サイクルを推進する基本方針が示されており，国の関与のもと，使用済燃料の再処理等を着実に実施していくための体制が整備されているところであります。この中で日本原燃株式会社は，使用済燃料の再処理事業等を通じ，引き続き重要な役割を担うものと考えております。

また，日本原子力発電株式会社は，原子力発電所の廃止措置などの先駆的な取り組みを行っており，その知見の活用が期待できるほか，各電力会社の原子力発電所において，万一，原子力災害が発生した場合に，多様かつ高度な災害対応を担う「原子力緊急事態支援組織」の実施主体として，その本格運用に向けた取り組みも進めております。

このように，日本原燃株式会社および日本原子力発電株式会社は当社の原子力事業において重要な役割を担っており，両社への出資は必要かつ適切な範囲であると考えております。

したがって，ご提案のような事項を定款に規定する必要はないと考えます。

第11号議案　定款一部変更の件（５）

再生可能エネルギー発電へのシフト

▼提案の内容

定款に，第１２章として，「再生可能エネルギー発電へのシフト」を追加する。

第１２章　再生可能エネルギー発電へのシフト

地球温暖化防止のために化石燃料を使う大型発電所はやめて，これからのエネルギーは，小規模分散型で再生可能エネルギーを使った発電方式に転換していく。

▼提案の理由

現在，三隅発電所２号機（１００万ｋＷ，石炭燃料）の建設計画が進められている。２０２２年の稼働後，４０年間，二酸化炭素排出を固定化することになり，「今世紀下半期には二酸化炭素排出を実質的にゼロにする」というパリ協定の合意から大きく逸脱する。また「高効率」石炭火力は，二酸化炭素削減に役立つと宣伝しているが，１９９０年代の超々臨界圧微粉炭火力の登場以来，技術的進歩は停滞している。石油並みの排出原単位も実現してなく，天然ガスの２倍以上の温室効果ガスを排出する。

そのため，１０電力の中で二番目に排出係数値（２０１４年実績）が悪い当社が石炭火力を増設すれば，電気事業低炭素社会協議会の２０３０年排出係数目標を実現するために，排出権の購入（第一約束期間で６３２億６千万円利用）が不可欠となり，大幅価格上昇となる。

長期的視野で，再生可能エネルギーを基本とし災害に強い小規模分散型電源の時代へ舵をきるべきである。

○取締役会の意見

取締役会としては，本議案に反対いたします。

再生可能エネルギーにつきましては，エネルギー自給率の改善や地球環境負荷低減の観点から貴重なエネルギーと認識しており，引き続き普及拡大に取り組んでまいりますが，一方では，出力が天候など自然条件に左右されやすいといった課題があることから，原子力，火力などの各種電源と組み合わせてバランスよく活用していくことが重要であると考えております。

石炭火力につきましては，供給安定性，経済性に優れていることから今後も引き続き活用していくよう考えており，その開発にあたっては，最新鋭の技術を採用するなど，環境負荷を可能な限り低減してまいります。また，「大崎クールジェンプロジェクト」など石炭火力の高効率化・クリーン化に資する技術開発についても引き続き取り組んでまいります。

したがって，ご提案のような事項を定款に規定する必要はないと考えます。

第12号議案　取締役社長解任の件

▼提案の内容

清水希茂（しみず　まれしげ）取締役社長を解任する。

▼提案の理由

去る４月１日付で，清水希茂氏が取締役社長に就任しました。

清水希茂社長は，これまで電源事業本部長・副社長の職にありました。昨年６月に公けにされた，「島根原子力発電所の低レベル放射性廃棄物の処理をめぐる虚偽記録事件（以下，虚偽事件と記す）」においては，当社における実質的な最高責任者でした。この虚偽事件においては，自らの報酬を１カ月間１０％自主返上としています。

しかしこの虚偽事件では，不正を行ったとされる社員は，昨年１２月１６日付で諭旨解雇という懲戒処分を受けました。当該社員への処分内容についての「軽い・重い」の認識は別にして，実質的な最高責任者の責任の取り方と，当該社員の処分との格差について，強い違和感を受けるものであります。

この事件については，今日でも当社に対し多くの人たちや自治体から，強い批判が続いています。

そのために清水希茂社長は，この際社長就任は辞退されるのが常識的な判断だと考えます。

○取締役会の意見

取締役会としては，本議案に反対いたします。

清水取締役は，社長として，グループをあげたコンプライアンス最優先の経営の実践に向けて忠実にその職務を遂行しております。島根原子力発電所における低レベル放射性廃棄物のモルタル充填に用いる流量計の不適切事案に関しましても，再発防止に全力で取り組んでおり，解任を求められる事由はありません。

以　上

株主総会会場ご案内

会　　場　　広島市中区小町４番33号
当社本店（大会議場）

最寄り電車・バス停　「中電前」

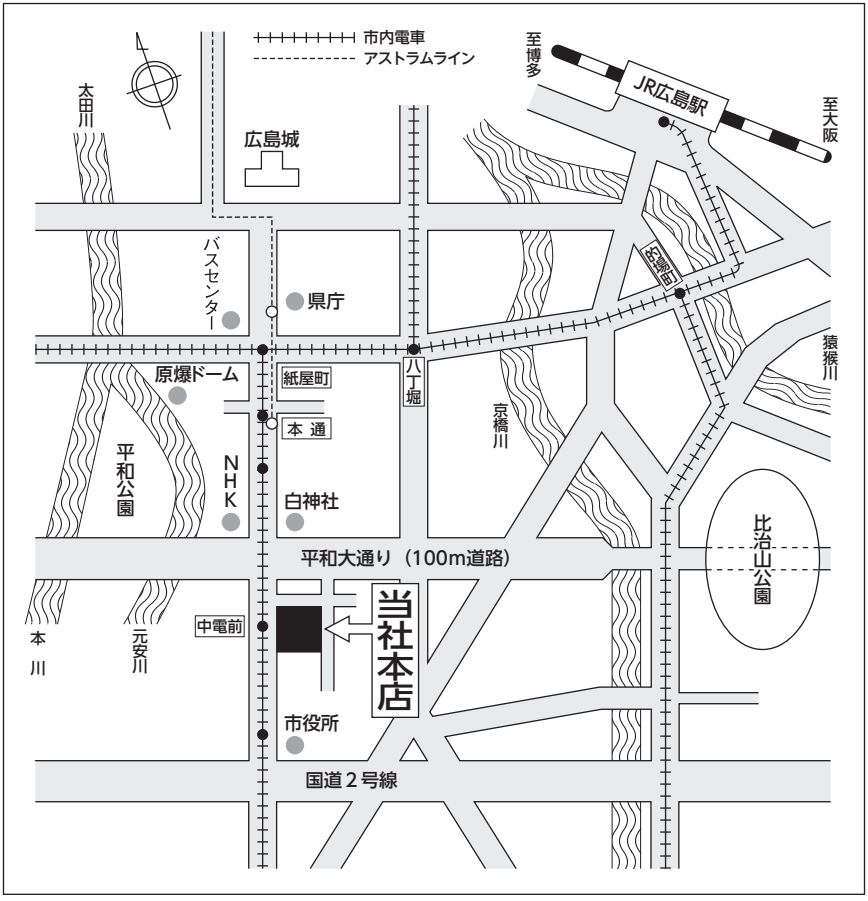

公共交通機関等をご利用いただき，お車でのご来場はご遠慮くださいますようお願い申しあげます。